昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月七日

○第十六回国会 衆議院会議録第三十八号

昭和二十八年八月七日（金曜日）
議事日程　第三十七号
午後一時開議
第一　昭和二十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年度特別会計歳入歳出決算及び昭和二十五年度政府関係機関収入支出決算
第二　昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案（参議院提出）
第三　町村合併促進法案（参議院提出）
第四　図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一条第二項による審査の結果報告
（諸願日程は本号の附録に掲載）

●本日の会議に付した事件
予算委員長の補欠選挙
日程第一　昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案（参議院提出）
日程第三　町村合併促進法案（参議院提出）
水害地緊急対策特別委員会に付託した事件に関連する水害緊急対策に関する請願案は今後同委員会に付託することとし、なお鹿児島県下における豪雨による被害調査の件を同委員会に併せ付託するの件（議長発議）
国会法の一部を改正する法律案（松村謙三君外七十四名提出）
昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案（本院提出、参議院回付）
昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案（本院提出、参議院回付）
議員篠田弘作君懲罰事犯の件
議員森三樹二君懲罰事犯の件
議員長正路君懲罰事犯の件
議員伊藤卯四郎君懲罰事犯の件
科学技術振興に関する決議案（本多市郎君外十二名提出）
国土総合開発の促進に関する決議案（藤田義光君外四十六名提出）
日程第四　図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一条第二項による審査の結果報告
日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
諸願日程　軍人恩給復活に関する請願外千百十八請願
学校給食費国庫補助等に関する請願外九十五請願
会期延長の件

午後五時三十五分開議

○議長（堤康次郎君）　これより会議を開きます。

○議長（堤康次郎君）　予算委員長が欠員となっておりますので、この際予算委員長の選挙を行います。

○荒船清十郎君　予算委員長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名せられんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。

議長は予算委員長に倉石忠雄君を指名いたします。（拍手）

第二　昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案（参議院提出）

○荒船清十郎君　議事日程の順序変更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第二及び第三を繰上げ、逐次議題とされんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よって日程の順序は変更せられました。

日程第二、昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。水害地緊急対策特別委員会理事綱島正興君。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年八月三日

参議院議長　河井　彌八

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案

（目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害の復旧に重大な支障のある災害地域内のたい積土砂の排除事業をすみやかに遂行させるため、当該排除事業についての国の費用負担及び補助等の特別措置を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、「たい積土砂」とは、昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）により政令で定める地域（以下「災害地域」という。）内に流入してたい積し、又は水害により発生した土砂の崩壊等により災害地域内にたい積した政令で定める程度に達する異常に多量のでい土、砂れき、岩石、樹木等をいう。

（都道府県知事の施行するたい積土砂の排除事業）

第三条　都道府県知事は、災害地域内に存する道路、上下水道、水利施設、学校、公園、官公署その他

の公共用又は公用の施設で政令で定めるものの区域内にたい積しているたい積土砂の排除事業を施行するものとする。但し、これらの施設で都道府県又はその機関以外の者の管理に属するものの区域内にたい積しているたい積土砂の排除は、これらの施設を管理する者の意に反して行うことができない。

2　都道府県知事は、災害地域内に存する土地又は建設その他の工作物で前項に規定する施設並びに第九条第一項に規定する農地及び施設の区域外にあるものにたい積しているたい積土砂を放置することが公衆衛生上又は正常な社会活動を維持する上において著しく支障があると認めるときは、当該土地又は建物その他の工作物を所有し、又は占有する者の承諾を得て、当該たい積土砂の排除事業を施行することができる。

3　前項に規定する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は占有する者は、正当な理由がなければ同項の承諾を拒むことができない。

4　都道府県知事は、第一項及び第二項の規定によるたい積土砂の排除事業の一部の施行を関係市町村（市町村の組合を含む。）の長に委託することができる。

（国の負担）

第四条　国は、前条の規定によるたい積土砂の排除事業の事業費の全額を負担する。

（事業費の決定）

第五条　第三条の規定によるたい積土砂の排除事業の事業費の額は、都道府県知事の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して建設大臣が決定するものとする。

（負担金の返還等）

第六条　都道府県知事がこの法律により国がその費用を負担するたい積土砂の排除事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、建設大臣は、負担金のうちその施行しない当該排除事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。この場合においては、建設大臣は、あらかじめ、都道府県知事に対し、釈明のため意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2　前項の規定により負担金の返還を命ぜられた都道府県は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

（剰余金の処分）

第七条　都道府県は、国の負担金の交付を受けたたい積土砂の排除事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金を国に返還しなければならない。

（監督）

第八条　建設大臣は、この法律により国がその費用を負担するたい積土砂の排除事業を施行する都道府県知事に対して、当該排除事業を適正に実施させるため必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

（農地等にたい積しているたい積土砂の排除事業）

第九条　国は、災害地域内に存する農地並びに農業用施設及び林業用施設で政令で定めるものの区域内にたい積しているたい積土砂の排除事業について、当該排除事業を施行する者に対し、その事業費の全額を補助する。

2　第五条から前条までの規定は、前項の規定により補助する場合につき準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは「当該排除事業を施行する者」と、第五条中「第三条の規定による」とあるのは「第九条第一項に規定する」と、同条及び第六条中「建設大臣」とあるのは「農林大臣」と、前条中「建設大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（他の法律との関係）

第十条　この法律により国がその費用を負担し、又は補助するたい積土砂の排除事業については、他の法律による国の費用負担又は補助は行わない。

（政令への委任）

第十一条　この法律に定めるもの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前に都道府県又はその機関が施行した第三条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同条第一項又は第二項の規定により都道府県知事が施行したたい積土砂の排除事業とみなし、この法律施行前に市町村又はその機関が施行した同条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同条第四項の規定により都道府県知事の委託を受けて市町村の長が施行したたい積土砂の排除事業とみなして、この法律を適用する。

3　この法律施行前に施行された第九条第一項に規定するたい積土砂の排除事業についても適用する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案に対する修正案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案に対する修正

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第三条第一項中「道路」を「河川、道路」に改める。

第九条第一項中「漁港施設及び漁場」を「漁場、漁港及び港湾」に改める。

第九条第二項中「『農林大臣』を『港湾については「運輸大臣」、その他のものについては「農林大臣」』に、『「都道府県知事」と読み替えるものとする。』を『港湾については「運輸大臣」、その他のものについては「都道府県知事」と読み替えるものとする。』に改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案（参議院提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

○綱島正興君　ただいま議題となりました昭和三十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案につきまして、水害地緊急対策特別委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

本案は、御承知の通り、今次大水害により、個々の地域におきまして、河川の決壊、地すべり及び土砂の崩壊等により、異常に多量の土砂が市街地、農地等に流入して堆積し、その排除につきましては日夜努力が重ねられているのでありますが、地方当局の財政力及び各個人の資力にはおのずから限度があり、作業はきわめて遅々として進捗しない状況でありますので、これら堆積土砂の排除事業をすみやかに遂行せしめるため、当該事業についての国の費産負担及び補助等について特別の措置を講ぜんとするものでありまして、本法の立案につきましては、本特別委員会におきましても、つとにその必要を認めておったのでありますが、参議院の水害地緊急対策特別委員会において起草され、参議院側より提案いたされたのであります。

本案の内容の骨子といたしますところは、まず堆積土砂の定義につきましては、今次の六月及び七月の大水害に

より、政令で定める災害地域内に流入して堆積し、または水害あるいは地すべり等により発生した土砂の崩壊等により災害地域内に堆積した、政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいうこと定め、次に災害地域内の公共用または公用施設で、政令に定めるものの区域内に土砂が堆積している場合、及び災害地域内の土地または建物その他の工作物で、前述の公共用または公用施設並びに別に補助の対象としている農地及び施設の区域外にあるものに土砂が堆積しており、これを放置すれば公衆衛生上または正常なる社会活動を維持する上において著しく支障があると認める場合には、これらの土砂の排除事業を原則として都道府県知事が施行することといたし、その事業費については全額国庫負担とすることにいたしております。また、災害地域内の農地並びに農業用施設、林業用施設、漁港施設並びに漁場で、政令で定めるものの区域内に堆積する土砂の排除事業を行うものに対しては、その事業費の全額を国が補助することといたしております。その他、事業費の決定、負担金の返還、剰余金の処分、監督等の事務手続について規定するとともに、この法律施行前にした堆積土砂の排除事業についても本法を適用することにいたしております。

本案は去る三日特別委員会に付託されたのでありますが、災害の復旧に重大な支障がある災害地域内の堆積土砂の排除事業を促進するため、国の費用負担及び補助等について特別の措置を講ずんとする本案の趣旨は妥当なものと認めるのでありますが、慎重審議の結果、全会一致をもつて小部分の修正を加えることと相なつた次第であります。委員会修正の要旨は、堆積土砂の排除事業を施行する公共用施設または公用施設として例示している第三条第一項中の「道路、上下水道等に「河川」を加えることとしたこと、堆積土砂の排除事業を施行する第九条第一項の農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、漁場で、政令で定めるものに新たに「港湾」を加えること、これに伴つて同条第二項の所管大臣に関する規定を整理したことであります。

以上、簡単でありますが、御報告をいたします。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第三　町村合併促進法案（参議院提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第三、町村合併促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事薩摩尾弘吉君。

町村合併促進法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年七月二十二日

参議院議長　河井彌八

衆議院議長堤康次郎殿

町村合併促進法案

町村合併促進法

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に促進し、もつて町村における地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「町村合併」とは、二以上の町村の区域の全部若しくは一部をもつて町村を設置し、又は町村の区域の全部若しくは一部を他の町村に編入することで町村の数の減少を伴うものをいう。

2　この法律において「合併町村」とは、町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村で第六条第一項に規定する新町村建設計画の実施に当るものをいう。

3　この法律において「合併関係町村」とは、町村合併によりその区域の全部又は一部が合併町村の区域の一部となる町村をいう。

（町村の規模）

第三条　町村は、おおむね八千人以上の住民を有するのを標準とし、地勢、人口密度、経済事情その他の事情に照らし、行政能率を最も高くし、住民の福祉を増進するようにその規模をできる限り増大し、これによつてその適正化を図るように相互に協力しなければならない。

2　都道府県知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八条の二第一項の規定により町村合併に関する計画を定めようとするときは、町村の規模については、前項の趣旨に従わなければならない。

（町村合併促進審議会）

第四条　都道府県は、町村合併を促進するため、地方自治法第百三十八条の四第三項の規定により、条例で町村合併促進審議会を置くことができる。

2　町村合併促進審議会の委員は、条例の定めるところにより、当該都道府県の議会が推薦する議員、当該都道府県の区域内の町村の議会の連合組織が推薦する町村の議会の議長、当該都道府県の区域内の町村の長の連合組織が推薦する町村長、当該都道府県の職員及び学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命する。

3　町村合併促進審議会は、都道府県知事の諮問に応じて、町村合併に関する計画の策定について調査審議する。

4　町村合併促進審議会は、都道府県知事の求めに応じて、町村合併の促進について啓発、宣伝、勧奨及びあつせんを行うことができる。

（町村合併促進協議会）

第五条　町村合併をしようとする町村は、町村合併を促進するために必要な調査を行い、第六条第一項に規定する新町村建設計画の策定その他町村合併に関する協議を行うため、地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定により、町村合併促進協議会を置くことができる。

2　町村合併促進協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより、関係町村の議会の議長及び議員、長並びにその他の職員をもつて充てる。

3　町村合併促進協議会には、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、公共的団体等の役員及び職員並びに学識経験を有する者を非常勤の委員として加えることができる。

（新町村建設計画の策定）

第六条　町村は、町村合併をしようとするときは、協議により、町村合併に伴い必要な町村の建設に関する計画（以下「新町村建設計画」という。）を定めなければならない。

2　関係町村は、新町村建設計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3　新町村建設計画は、おおむね左に掲げる事項について定めるものとする。

一　新町村建設の基本方針

二　町村役場、支所又は出張所の統合整備に関する事項

三　小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

四　自治体警察に関する事項

五　消防施設の統合整備に関する事項

六　病院、診療所、隔離病舎その

他の衛生施設の統合整備に関する事項

七　授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項

八　道路、橋、トンネルその他の土木施設の整備に関する事項

九　水道事業、自動車運送事業その他の公営企業に関する事項

十　基本財産の造成に関する事項

十一　第二号から前号までに掲げるものの外、町村合併の目的を実現するために必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項

十二　町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度間の年度別財政計画

4　合併関係町村は、新町村建設計画を定めたときは、直ちにこれを都道府県知事に提出しなければならない。

5　都道府県知事は、新町村建設計画を受理したときは、直ちにその意見を附してこれを内閣総理大臣に提出しなければならない。

6　第一項の協議については、当該町村の議会の議決を経なければならない。

第七条　新町村建設計画を定めるに当つては、合併町村の住民が相互に融和し、進んで合併町村の建設に協力する基本の態勢を整えるように配慮しなければならない。

2　新町村建設計画は、合併町村の住民のすべてについて、ひとしく福祉を増進させるとともに負担を分任させるように定められなければならず、また、合併関係町村の施設、事業その他住民の享受する利便について合併関係町村の相互の間の均衡を失するものがある場合においては、すみやかに是正するように定められなければならない。

（新町村建設計画の変更）

第八条　町村合併前において新町村建設計画を変更するには、合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

2　町村合併後において新町村建設計画を変更するには、合併町村の議会の議決によらなければならない。第六条第二項、第四項及び第五項の規定は、この場合において準用する。

第二章　他の法律の特例

（議員の任期、定数に関する特例）

第九条　町村合併の際合併関係町村の議会の議員で当該合併町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、引き続き合併町村の議会の議員として在任することができる。この場合において町村合併の際に当該合併町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

一　新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後二箇年をこえない範囲で当該協議で定める期間

二　他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2　合併町村においては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。但し、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

一　新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間

二　他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

3　前項の規定は、第一項の協議が成立した場合には適用しない。

4　第一項又は第二項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（市町村の境界変更に関する特例）

第十条　地方自治法第八条の二第二項の規定により、都道府県知事が関係町村に対し、町村合併に関する同条第一項の計画について意見を求めたときは、当該町村の長は、直ちにその旨を告示し、且つ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

2　前項の告示があつたときは、当該町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、当該町村の区域内の町、字その他政令で定める基準に基く地域に属するその総数の五分の三以上の者の連署をもつて、その代表者（以下「代表者」という。）によつて町村長に対し当該地域に係る市町村の境界変更に関する意見を提出することができる。

3　前項の意見の提出があつたときは、町村長は、直ちにその要旨を公表しなければならない。

4　町村長は、第二項の意見を受理した日から六十日以内に、その意見に当該町村の意見を附して都道府県知事に提出するとともに、あわせてその旨を代表者に通知しなければならない。

5　前項の期間内に同項の通知がないときは、代表者は、第二項の意見を都道府県知事に提出することができる。

6　地方自治法第七十四条第四項の規定は、第二項の議会の議員及び長の選挙権を有する者につき準用する。

第十一条　地方自治法第八条の二第一項の規定による町村合併に関する都道府県知事の勧告が前条第二項の意見を採用している場合において、当該地域に係る市町村の境界変更に関し当該町村の議会が当該勧告と異なる議決をしたときは、町村長は、直ちにその要旨を告示し、且つ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

2　前項の告示があつたときは、代表者は、政令の定めるところにより、当該町村の選挙管理委員会に対し、告示のあつた日から三十日以内に、当該地域に係る市町村の境界変更に関し、これを当該地域内の選挙人の投票に付することを請求することができる。

3　選挙管理委員会は、前項の請求があつたときは、政令の定めるところにより、請求のあつた日から三十日以内に同項の投票に付さなければならない。

4　前項の投票において、選挙人の五分の四以上の賛成があつたときは、当該投票は、当該地域に係る市町村の境界変更に関する当該町村の議会の議決に代る効力を有する。

5　選挙管理委員会は、第三項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。その結果が確定したときも、また、同様とする。

6　第四項の規定により市町村の境界変更に関する議会の議決に代る効力を有する投票の結果が確定したときは、当該地域に係る市町村の境界変更に関し地方自治法第七

条第一項の規定による当該町村の申請があつたものとみなす。

7　政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定及び地方自治法第二百五十五条の二の規定は、第三項の規定による投票につき準用する。

（警察法の特例）

第十二条　合併関係町村のうちに町村合併の際警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）の規定により警察を維持していたものと維持していなかつたものとがある場合において、合併町村が同法の規定により警察を維持すべきものであるときは、同法第四十条第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、町村合併後三箇年以内の期間に限り、当該合併町村の警察の管轄区域を、当該合併町村の区域のうち従前警察を維持していた合併関係町村の警察の管轄区域に限ることができる。

2　前項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経なければならない。

3　合併関係町村は、第一項の協議が成立したときは、直ちにその内容を告示しなければならない。

4　警察法第四十条の三第六項及び第七項の規定は、第一項の協議が成立した場合につき準用する。

5　第一項の規定によりその管轄区域が限定されている警察に関する警察法の適用については、同法第五十五条中「当該市町村の区域」とあるのは「当該町村警察の管轄区域」と、第五十五の二第二項中「その市町村の区域外」とあるのは「その町村警察の管轄区域外」と、第五十九条中「市町村の区域内」とあるのは「町村警察の管轄区域内」と、「その区域外」とあるのは「その町村警察の管轄区域外」と、第六十四条第三項中「市町村の区域外」とあるのは「町村警察の管轄区域外」と読み替えるものとする。

（地方財政法の特例）

第十三条　合併町村が行う第六条第三項第二号から第十一号までに掲げる事業で当該合併町村の永久の利益となるべきものについては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

（地方税法の特例）

第十四条　合併町村は、合併関係町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があり、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく困難と認められる特別の事情がある場合においては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三箇年度に限り、その不均衡の程度を限度として、不均一の課税をすることができる。

（地方財政平衡交付金法の特例）

第十五条　国が地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより毎年度交付する地方財政平衡交付金の額は、合併町村については、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、同法及びこれに基く命令の定めるところにより、合併関係町村が当該年度の四月一日においてなお町村合併前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とする。

（国有財産特別措置法の特例）

第十六条　国は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条第一項各号に掲げる場合の外、合併町村が新町村建設計画の実施上当該合併町村の永久の利益となるべき施設の用に供する場合においては、同法に規定する普通財産を当該合併町村に対し、譲渡し、又は貸し付けることができる。

2　前項の規定による譲渡又は貸付に関しては、同項に規定する場合を国有財産特別措置法第三条第一項の各号に掲げる場合に該当するものとみなして同法の規定を適用する。

（国有林野整備臨時措置法の特例等）

第十七条　国は、新町村建設計画による基本財産の造成上必要があると認められる場合においては、町村合併後五箇年間に限り、合併町村の区域に係る国有林野（国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野をいう。以下同じ。）を、国土の保安上及び国有林野の経営上必要なものを除く外、当該合併町村に対し、国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）の例により、売り払い、又はその所有する林野と交換することができる。この場合において売払代金の支払は、売払後五箇年間はすえ置き、その後十五箇年の年賦償還とするものとする。

2　合併町村は、前項の規定により売払を受けた林野の経営については、あらかじめ国の承認を受けて定めた施業計画によらなければならない。

3　合併町村は、第一項の規定により売払を受けた林野の立木の伐採若しくは売払又は当該林野の売払をするには、あらかじめ国の承認を受けなければならない。

4　合併町村は、第一項の規定により売払又は交換を受けた林野の管理については、なるべくその住民の生業に資するように配慮しなければならない。

（国民健康保険法の特例）

第十八条　合併町村は、合併関係町村のうちに町村合併の際国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の規定による国民健康保険を行つていたものと行つていなかつたものとがある場合においては、同法第八条ノ十三第一項及び第八条ノ十五第一項本文の規定にかかわらず、合併関係町村の協議による規約の定めるところにより、町村合併後五箇年以内の期間に限り、当該合併町村の区域のうち国民健康保険を行つていた合併関係町村に属していた区域内の世帯主及びその世帯に属する者を引き続き被保険者として、同法の規定による国民健康保険を行うことができる。

2　前項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経なければならない。

3　第一項の規約を定めるについては、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4　合併関係町村は、第一項の規約を定めたときは、直ちにこれを告示しなければならない。

5　国民健康保険法の適用については、第一項の規約は同法第八条ノ十三第一項の規定により合併町村が制定する条例とみなす。

6　合併関係町村の関係区域をその地区に包含する普通国民健康保険組合がある場合において第一項の規定により合併町村が国民健康保険を行うこととなるときは、合併町村が同項の規定により国民健康保険を行う間、当該普通国民健康保険組合は、国民健康保険法第二条ノ二第一項並びに同法第五十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、従前の地区において国民健康保険を行うことができる。

（水産業協同組合法の特例）

第十九条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の規定により組合員たる資格を有する漁民を特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者に限つている漁業協同組合の地区の全部が町村合併により同一町村の区域に包含されることとなる場合においては、当該漁業協同組合は、同条の規定にかかわらず、引き続き組合員たる資格に関する当該制限を存置することができる。

2　水産業協同組合法第七条の規定の適用については、前項の規定により組合員の資格に関する制限を存置する漁業協同組合は、同法第十八条第二項の規定により組合員の資格を限つている漁業協同組合とみなす。

（農地法の特例）

第二十条　町村合併に伴う町村の区域の変動により小作地又は小作採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六条第五項の規定により小作地又は小作採草放牧地とみなされるものを含む。以下同じ。）がこれを所有する者の住所のある町村（同条第三項又は第四項に該当するときはこれらの規定により住所があるとみなされる町村　以下同じ。）の区域（小作採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下同じ。）の外にあることとなるときは、その者は、当該小作地又は小作採草放牧地のうち同条第一項第二号に規定する面積からそれぞれその住所のある町村の区域内において所有する小作地又は小作採草放牧地（同条第二項の規定によりその者が所有するものとみなされる小作地又は小作採草放牧地を含む。）の面積を差し引いた面積をこえないものを、同条第一項第一号の規定にかかわらず、なお所有することができる。

第三章　町村合併及び新町村建設計画の実施

（町村合併に対する協力）

第二十一条　町村は、町村合併を適正且つ円滑に行うために、都道府県知事、都道府県の議会、都道府県の区域内の町村の議会又は長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験を有する者等に対し、技術的な助言、勧告その他の必要な援助を求めることができる。

2　町村合併が行われようとするときは、関係町村の関係機関は、町村合併を適正且つ円滑に行うために、その意義及び目的を住民に周知させるように努めるとともに、当該町村の区域内の公共的団体等に対し協力を求めるようにしなければならない。

3　関係町村の区域内の公共的団体等は、前項の協力を求められたときは、誠実にこれに対処しなければならない。

（事務の処理）

第二十二条　合併関係町村は、町村合併に際しては、その町村税、使用料等で滞納に係るものを整理し、未払の債務を弁済し、その他誠実に事務を処理して置かなければならない。

（財産及び営造物の管理引継等）

第二十三条　合併関係町村は、町村合併に際しては、その基本財産その他の財産及び営造物をすべて合併町村に引き継ぎその維持発展に資することができるように誠実に管理しなければならない。

2　町村合併により合併関係町村の区域の一部が合併町村の区域に属することとなる場合においては、当該一部の区域内に存し、もつぱらその区域内の住民の使用に供されている当該合併関係町村の財産及び営造物は、当該合併町村に引き継ぐものとし、その他の関係のある財産及び営造物は、その区域内の住民による使用状況、取得についての寄与の程度等に応じ、その住民の利益を考慮して合理的にその所属を定めるようにしなければならない。

3　旧来の慣行により合併関係町村の住民中特に財産又は営造物を使用する権利を有する者がある場合においては、町村合併により当該財産又は営造物を取得する合併町村は、その旧慣を尊重しなければならない。

4　合併関係町村の相互の間にその有する基本財産の所有について著しい不均衡があり、これを統合して合併町村に属させることが適当でないと認められる特別の事情がある場合においては、地方自治法第七条第四項の規定による財産処分に関する協議により、合併町村のうち合併関係町村に属していた区域に係る部分が当該財産の全部又は一部を有するものとすることができる。この場合においては、合併町村の当該部分は、同法第二百九十四条第一項の財産区とする。

（職員の身分取扱）

第二十四条　合併関係町村は、その協議により、町村合併の際現にその職に在る合併関係町村の一般職の職員が引き続き合併町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2　合併町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱に関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

（公共的団体等の統合整備）

第二十五条　合併関係町村の区域内の公共的団体等は、町村合併に際しては、合併町村の一体性のすみやかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

2　合併町村の長は、その区域内の公共的団体等に対し、町村合併の目的を達成するため必要があると認めるときは、すみやかに統合整備を図るように勧告することができる。

（新町村建設計画の実施）

第二十六条　町村合併が行われたときは、合併町村は、新町村建設計画の実施を通じて、町村の一体性の確保とその向上発展に努めなければならない。

2　合併町村の関係機関及びその区域内の公共的団体等は、相互に協力して新町村建設計画のすみやかな実現に努めなければならない。

3　合併町村の住民は、相互に融和し、一の地方公共団体の住民たるの自覚をもつて、進んでその負担を分任して合併町村の建設に当らなければならない。

第四章　町村合併及び新町村建設計画の実施の促進

（町村合併促進のための補助金）

第二十七条　国は、町村合併の実施を促進するため、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、町村及び都道府県に対して補助金を交付することができる。

（新町村建設計画の実施に関するあつせん）

第二十八条　内閣総理大臣は、第六条第五項（第八条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事から新町村建設計画及びその意見の提出があつたときは、直ちにこれを関係各大臣に通知しなければならない。

2　前項の場合において新町村建設計画の実施を促進するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、新町村建設計画の一部の変更その他新町村建設計画の実施に関する事項についてあつせんを行うことができる。

（新町村建設計画の実施の促進のため国の行う措置）

第二十九条　国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、新町村建設計画に掲げる左の事項に係る財政上の援助について、事情の許す限り、合併町村のために優先的な取扱をするものとする。

一　小学校又は中学校の校舎の新築又は改修その他教育文化施設の整備

二　消防自動車の購入その他消防施設の整備

三　病院、診療所、隔離病舎、水道施設その他の衛生施設の整備

四　授産施設、保育所その他の厚生施設の整備

五　道路、橋又はトンネルの新設その他土木施設の整備

六　前各号に掲げるものの外、合

併町村の永久の利益となるべき建設事業

2　国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、左に掲げる事業の実施について、事情の許す限り、合併町村のために優先的な措置を講ずものとする。

一　道路の建設、河川の改修、漁港の修築その他の土木事業

一　前号に掲げるものの外、国の行う事業で政令で定めるもの

3　国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、左に掲げる措置について、合併町村のために特に配慮するものとする。

一　国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）の貸付、交換、売払及び譲与並びにこれに対する私権の設定

二　国有林野法に定める部分林の設定

三　新町村建設計画に掲げる事業に要する経費の財源とするための地方債を起すことの許可

四　前各号に掲げるものの外、各省大臣その他の国の行政機関の行う処分で政令で定めるもの

4　国は、前項第二号の規定に従つて設定した部分林の造林について、予算の範囲内において、合併町村に対して補助金を交付することができる。

（都道府県の行う措置）

第三十条　都道府県は、町村合併及び新町村建設計画の実施を促進するため、第二十七条及び前条に準じて必要な措置を講じなければならない。

2　都道府県知事は、毎年度の当初において、前年度中の町村合併及び新町村建設計画の実施の状況をとりまとめて公表するとともに、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

（公共企業体の協力）

第三十一条　日本国有鉄道、日本電信電話公社その他の公共企業体は、合併町村に係るその業務の運営に関し、町村合併の目的の実現に資するため、管轄区域の変更等必要な措置をすみやかに講ずるようにしなければならない。

（内閣総理大臣の助言、勧告その他の措置）

第三十二条　内閣総理大臣は、この法律の目的を実現するために、町村及び都道府県に対して助言又は勧告をし、情報又は資料を提供し、その他適切な措置を講じなければならない。

（町村合併に関する内閣総理大臣の処分）

第三十三条　町村合併に関する地方自治法第七条第一項の申請があつた場合において、都道府県知事が当該申請の日から六箇月以内に同項の規定による処分を行わないときは、関係町村は、議会の議決を経て当該期間の経過後六箇月以内に内閣総理大臣に対し審査の請求をすることができる。

2　前項の規定による請求があつたときは、自治庁長官は、当該都道府県知事について当該事件に関する事情を聴取するとともに、参与の意見を聴いた後その意見を附して、これを内閣総理大臣に上申するものとする。

3　内閣総理大臣は、審査の結果当該都道府県知事が処分を行わないことが町村合併による町村の規模の適正化の趣旨に反すると認めるときは、地方自治法第七条第一項の規定にかかわらず、自ら当該申請に係る町村の廃置分合又は境界変更の処分を行うことができる。

4　前項の規定による処分をしたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5　第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6　地方自治法の適用については、第三項の規定による処分は、同法第七条第一項の規定による処分とみなす。

第五章　雑則

（この法律施行前の申請に係る町村合併についての適用関係）

第三十四条　この法律施行前五箇年以内に行われた町村合併により、又はこの法律施行前になされた地方自治法第七条第一項若しくは第三項の申請に基きこの法律施行後に行われた町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村が市となつた場合においても、なお、当該市に関して適用する。但し、当該市につき第十五条の規定を適用して算定される地方財政平衡交付金の額が同条の規定を適用しないで算定される地方財政平衡交付金の額に満たないときは、同条の規定は適用しない。

（市の区域を含む場合についての準用）

第三十六条　市及び町村の区域の全部若しくは一部をもつて町村を置き、又は市及び町村の区域の全部若しくは一部を他の町村に編入することで町村の数の減少を伴うものについては、これを町村合併とみなしてこの法律の規定を準用する。

（市が設置され又は市に編入する場合についての準用）

第三十七条　左の各号に掲げるもので町村の数の減少を伴うものについては、これを町村合併とみなしてこの法律の規定（第三条、第九条及び第十二条の規定を除く。）を準用する。

一　二以上の町村の区域の全部又は一部をもつて市を置くこと。

二　市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部をもつて市を置くこと。

三　町村の区域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること。

四　市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること。

五　都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴き地方自治法第八条の二第一項の規定により設置される勧告に基き、町村の区域の全部又は一部を人口五万以上十万未満の市に編入すること。

六　都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴き地方自治法第八条の二第一項の規定により設置される勧告に基き、市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部を人口五万以上十万未満の市に編入すること。

2　第三十五条但書の規定は、前項の場合において準用する。

3　地方自治法第二百五十四条の規定は、第一項の人口について準用する。

（公職選挙法の読替）

第三十八条　公職選挙法の適用については、同法第四条第三項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び町村合併促進法（昭和二十八年法律第　号）」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

2　この法律は、施行の日から起算して三箇年を経過した時にその効力を失う。但し、その時までに行われた町村合併については、その時以後も、なお、その効力を有する。

町村合併促進法案に対する修正案

町村合併促進法案に対する修正

町村合併促進法案の一部を次のように修正する。

第四条第二項中「町村長、」の下に「当該都道府県の教育委員会が推薦する当該教育委員会の委員、当該都道府県の区域内の市の議会の連合組織が推薦する市の議会の議長、当該都道府県の区域内の市の長の連合組織が推薦する市長、」を加える。

第九条第一項第一号中「二箇年」を「一箇年」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

3　合併町村は、その職員が町村合併後一箇年以内に退職を申し出た場合においては、その者に対する退職手当の支給について、特に優遇するように取り扱わなければならない。

第三十三条に次の一項を加える。

7　前六項の規定は、この法律の適用又は準用を受けない市町村の廃置分合で町村の数を減少を伴うものについても適用があるものとする。

第三十五条中「（第十二条の規定を除く。）」を削る。

第三十七条第一項各号列記以外の部分中「、第九条及び第十二条」を「及び第九条」に改める。

町村合併促進法案（参議院提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

○難尾弘吉君　ただいま議題となりました町村合併促進法案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告をいたします。

本法案は参議院提出にかかるものでありまして、その趣旨は、地方自治の本旨を十分に実現し、住民の福祉を増進するため町村規模を適正にし、その組織及び運営を合理的かつ能率的にすることが緊要であるにかんがみ、町村合併を積極的に促進するために、これが障害を除去し、合併町村を育成強化するの措置を講ぜんとするものであります。

本委員会におきましては、七月二十二日本法案の付託を受け、翌二十三日、参議院地方行政委員長内村清次君より提案理由の説明を聴取しましたが、本法案は実に地方自治の進展上画期的意義を有する重要法案であるにかんがみ、特に小委員会を設けましたところ、各委員諸君は非常な熱意をもつて日夜検討を続けられ、また提案者たる参議院側ともしば〳〵連絡協議を重ね、慎重審議をいたしたのであります。八月六日、小委員長加藤精三君より小委員会における審議の経過の報告があり、本案に対する質疑を終了、続いて自由党両派、改進党及び社会党両派の共同提出にかかる次に申し述べる修正案につき、委員床次徳二君よりその趣旨説明があり、修正案並びに修正部分を除く原案に対し採決を行いました結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致可決せられ、よつて本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

修正の第一点は、都道府県に設置する町村合併促進審議会委員には、原案のほかに都道府県教育委員会代表、市議会議長会代表、市長会代表をも加えることであります。第二点は、新設合併の町村にありましては、合併町村の協議により、旧町村の議員が引続き二箇年以内議員の職にあり得るとなつておる原案を一箇年以内に短縮することであり、第三点は、旧町村から合併町村に引継がれた一般職の職員の身分取扱いにつき、合併後一箇年以内に退職を申し出た者に対しましては、退職手当の支給につき特に優遇をしなければならないとする規定を附加したことであり、第四点は、合併関係町村のうちに、町村合併の際に自治体警察を持つていたものとしからざるものとありました場合においては、合併後三箇年以内に、従前自治体警察を持つていた町村は、その町村の区域に限つて自治体警察を持ち続けてもよいという原案の定める特例を、合併町村が新たに市となつた場合並びに市が町村を編入合併した場合にも同じく適用するようにすることであります。最後に、修正の第五点は、原案によりますれば、本促進法によつて市町村合併の申請があつた場合において、都道府県知事がこれを拒否しまたは六箇月以内に許可をなさないときには、関係市町村は、内閣総理大臣に申請し、その裁決を求めることができると規定しておるのでありますが、この規定を、本促進法によらずして、市町村が合併等をなさんとした場合においても、これによつて町村の数が減少するものについては同様に適用があるものとすることであります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

水害地緊急対策特別委員会に付託した事件に関連する水害緊急対策に関する諸議案は今後同委員会に付託することとし、なお鹿児島県下における豪雨による被害調査の件を同委員会に併せ付託する件（議長発議）

○議長（堤康次郎君）　お諮りいたします。水害地緊急対策特別委員会に付託した事件に関連する水害緊急対策に関する諸議案は、今後同委員会に付託することといたしたいと存じます。なお、鹿児島県下における豪雨による被害調査の件を同委員会にあわせ付託いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

国会法の一部を改正する法律案（松村謙三君外七十四名提出）

○荒船清十郎君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、松村謙三君外七十四名提出、国会法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員会の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　荒船君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国会法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。議院運営委員長菅家喜六君。

国会法の一部を改正する法律案

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「その一箇」を「、」の下に「防衛委員」を加える。

第四十二条第一項第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に第二号として次の一号を加える。

二　防衛委員会

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

国会法の一部を改正する法律案に対する修正案

国会法の一部を改正する法律案に対する修正

国会法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四十一条第二項の改正に関する部分中「防衛委員」を「保安委員」に改める。

第四十二条第一項の改正に関する部分中「防衛委員会」を「保安委員会」に改める。

国会法の一部を改正する法律案（松村謙三君外七十四名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔菅家喜六君登壇〕

○菅家喜六君　ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案について、議院運営委員会における審議の経過並びに経過を御報告申し上げます。

まず、本案の内容について申し上げますと、わが国内外の諸情勢にかんがみ、保安庁の所管に関する事項の審議がきわめて重要であり、その内容も増加したと認められますので、これらの事項を所管する常任委員会として防衛委員会を設け、かつ防衛委員は、予算委員、議院運営委員等と同じく、他の常任委員との兼務を認めることとしようとするものでございます。

本案につきましては、委員会において、国会法改正については現に国会法改正案起草小委員会を設けせつかく検討中であり、常任委員会の改廃、専門員制度の検討等の諸問題も、これが一環としてあわせ研究さるべきものであるとの意見もありました。従つて、本件は閉会中の継続審査に付すべしとの議論もあつたのでございます。

今回の改正案の内容は、特に緊急と認められましたので、防衛委員会の名称を保安委員会と改めて、修正議決すべきものと決定いたした次第でございます。

詳細は速記録に譲りまして、以上報告を申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　討論の通告があります。これを許します。山本幸一君。

〔山本幸一君登壇〕

○山本幸一君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案、すなわち保安委員会設置案に反対し、その討論を行うものでございます。

この案は、過ぐる四日、議運に防衛委員会の名において提案せられまして、その理由とするところは、保安庁の所管に関する事項並びに国家防衛に関する事項の審議は、きわめて重要にて、かつ内容を増加したと称するのでございます。この防衛委員会の名称が、本日急に保安委員会という名前に化けて提出せられたものでございます。提案理由によつて明らかなごとく、再軍備を主張するものと、国民の反発を恐れて、やみ再軍備でごまかそうとするところの政府とのやみ取引案であることは、きわめて明瞭なる事実であろうと存ずるのであります。（拍手）すなわち、吉田内閣がやみ再軍備の促進、言葉をかえて言えば、保安隊の名によつて国民を欺瞞し、再軍備の既成事実をつくり上げようとする陰謀を具体的に進めていることをみずから暴露したものと私どもは考えるのであります。（拍手）このことは、今国会における吉田内閣の施策を見てもはつきりわかる通り、すべての重要法案が結局するところ再軍備の道につながりまして、しかも、日本民族の犠牲によつて、外国のための再軍備の促進に終始して来た事実として、何人も否定し得ないところであろうと考えるのであります。

今ここにその一、二の具体的事実をあげますならば、第一に、昨日岡崎外務大臣が行うたMSA援助の中間報告において明らかな通り、MSA援助の受入れには当然防衛力の増強は負わなければならないと言明いたしたのであります。これを逆な言葉で言うならば、MSA援助は米国の軍事目的達成のひもつきであり、かつまたこれに応じなければ米国のごきげんをそこねる結果となり、さらには軍需資本家への御奉仕にそむくものと自認したことにほかならないと信ずるのであります。皆さんの御承知のように、すでにMSA援助を受けた各国の中にすら、これは戦争準備促進の道であり、しかも防衛費に要する国民負担は加重され、国民生活を破壊に導きつつある現状にかんがみ、援助受入れ拒否の強い運動が続けられているということでございます。吉田政府並びに本案賛成者の諸君は、こうした事実をことさらに隠蔽して、他国のための防衛体制に保安委員会を設置し、国内秩序や国土防衛に名をかりて再軍備計画の審議を進めようとするにほかならないのであります。（拍手）

第二の点は、労働階級はもちろんのこと、ほとんどの学者諸君及び識者のすべてが憲法違反であると断じ、さらにまた労働者の基本的人権の否定であると強く反対して来ましたあのスト規制法を、多数の力で無理やりに押し通したのでありますが、これとて、政府与党を初め賛成者の諸君の意図するものは、単に資本家擁護の目的ばかりでなく、国民の戦争反対、戦争につながる再軍備反対の輿論が、民主的に訓練せられました労働者の組織的運動に発展するのをおそれて打つた事前の策であり、露骨な抑圧手段であつたと思われるのであります。（拍手）このこともまた、他国を防衛するため日本民族の犠牲をじいるものであると同時に、今回の保安委員会設置と重要な関連を持つているものと信ずるのであります。（拍手）

本案の賛成者諸君は、開会以来八十日に近い今国会中、防衛または保安委員会設置をおくびにも出さず、ひた隠しに隠して参つたのでございますが、いよ〳〵会期の終らんとする今日、突如として提案し、これを押し切らんとする態度こそ、民主的審議を否定した暴力的態度と言わざるを得ないのみか、ちょうどこの事実は、きんちゃく切りかポン引のしわざとしか思われないのであります。岡崎外務大臣不信任案の提案説明の際明らかにされたごとく、講和、安保の両条約を初めとして、今回のMSA、通商条約等々、ことごとく秘密外交、従属外交、奴隷外交の尤たるものでございます。（拍手）本案提出者の諸君も、こうしたことが今後どのような結果を生ずるかというぐらいは、いかにアメリカ一辺倒的頭脳の持主である皆さんも十分におわかりであろうと存ずるのであります。（拍手）

本日の議院運営委員会における提案者の説明によれば、保安隊は防衛のための戦力とは言われなかつたが、軍力であると称せられたのでございます。こういうような意見をもちまして、この保安委員会を常設するということは、私どもは断じて容認しがたいのでございます。さらにまた、本院より、国会法の合理的、民主的な改正等の調査の必要のため、五名の同僚諸君が近くヨーロッパ諸国に派遣せられることになつているのでありますが、本来ならば、その調査が終つて詳細な報告を受けた後に本案のごときものを議論するならば別でございますが、それをも待たずに、保安委員会のみ単独で設置する考え方は、結局再軍備に対する黙約ができたと称する、恐るべき陰謀であると断ぜざるを得ないのであります。（拍手）

一体、皆さんも御承知のように、現在ある内閣委員会で保安事項の審議が不十分であるという声は、われ〳〵は今日まで一度も伺つたことがございません。内閣委員会で今日までこれらの問題を審議するに、いかなるさしつかえがあつたでございましょうか。また、どの程度の不十分さがあつたでございましょうか。いまだその事例を示していないではございませんか。提案理由のごとき抽象論で行けば、治安上必要であるから、地方行政委員会から警察事項を引抜いて、警察委員会のようなものを設置いたさねばならぬことにもなりましよう。同様の内閣委員の

諸君の意見によつても、内閣委員会において保安事項を審議するに十分過ぎるほど十分であると断言しておられるのであります。それどころか、今国会中、保安事項等の政府の審議態度を見ますならば、吉田首相みずからが野党の追究をきらつて、やれ頭痛だとか、あるいは気分が悪いとか、渉外関係だとか称しまして、大切な審議中に雲隠れをいたしましたことは、その回数すら記憶を失うておるような次第でございます。要するところ、本案を必要とする理由は、百歩譲歩しても発見することができません。まさか、提案者たる諸君も、内閣委員長には特に再軍備反対の委員長が出ておられるので、再軍備論者の思うようにならず、さりとて民主的にして公平な委員長をやめさせることもできないから本案を出したとは、私も思いたくはございません。

政府を初め、本案賛成者の諸君は、国民のほんとうの声を聞いていただきたいと思うのであります。過日来西日本を初め全国各地を襲うた大水害に慰問調査に行かれた同僚の報告を承ると、水害地の被害者は、口をそろえて、保安隊より保安堤防、すなわち保安隊より保安堤をと要求しているのであります。このことは、国民が血の出るような税金をとられ、それが外国を守る傭兵的再軍備に使われ、自分たちは水害により、酷暑の中に、飢えと不安に脅かされつつある現状から出た悲壮なる叫びであろうと存じます。（拍手）政府与党並びに賛成者の諸君は、この事実を銘記されたいと存ずるのであります。

私は、以上の理由によりまして、本案に強く反対いたしまして、私の討論を終る次第でございます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　椎熊三郎君。

［椎熊三郎君登壇］

○椎熊三郎君　私は、改進党を代表いたしまして、ただいま議題になつております保安委員会設置の国会法改正案に賛成の趣旨を述べたいと存じます。

今度の特別国会は重大な国会でありましたが、なかんずくこの会期を通じて一番論争の的となつたものは、二十八年度の予算案、並びにこれと関連して予算委員会で非常な論議になりましたものは、何と申しましても日本の防衛力の問題でございました。今日、警察予備隊が保安隊と名称はかわつております。これは一体どういうものなのか。警察官であるのか、兵隊であるのか、軍隊であるのか、戦力であるのか、その性格はおの〳〵見るところによつて違いましようが、いまだ国会の論争を通じては帰一するところがない。政府はこれを軍隊でないと言つております。われ〳〵は、どうもこれを軍隊でないと言うのはおかしいと思う。私は、これは軍隊だろう、少くとも戦力だと思う。これは私の考え方である。けれども、国会を通じて、国民の前にこのことが明らかになつておりません。しかも、政府は、国家防衛のために、国内の経済力とにらみ合して防衛力を漸増すると言つておられます。そのためにこそ、現にMSAの援助をアメリカから受けるということで、現にその交渉が始まつているらしい。昨日の外務大臣の中間的報告の中にも、そのことが明らかにされております。それは兵隊であろうが、戦力であろうが、巡査であろうが、少くとも国の防衛のために、これだけ大きな金を使つて、そうしてこれだけの設備を持つているという事実を、諸君は無視することはできないであろう。

社会党は、左派は再軍備に反対だと言う。右派はやや違つているようである。（「反対だぞ」と呼ぶ者あり）本質的には反対でないが、今のところは国民生活充実の方が先だと言つている。そこに社会党の左派と右派とが分離した原因もあるらしい。いずれにいたしましても、この問題は、われ〳〵政治家としては、目をおおうことのできない事実の問題であります。われ〳〵は、観念論をやつている、観念の遊戯に終始している政治家ではない。現実に立脚して、わが日本の復興を、再建を、いかにすべきかというのが課せられた任務であります。（拍手）従つて、この保安隊の性格を明かにすることも、われ〳〵の任務でございましよう。

MSAの援助というものの内容は、はたしてどうであるか。現に、国会は、本日をもつて会期を終りとなす。会期が終つた後において、吉田さんを中心とするこの内閣で、秘密外交でかつてにきめられたのでは、国民は何と言うでございましようか。われ〳〵は、今日の日本の再建において、吉田さんのワン・マン的独裁外交には断じて信頼することができない。すなわち、国民外交によつて、国民の熱意によつてこれを監視することが、われ〳〵国会議員の重大なる責任だと思う。（拍手）しかも、ただいま山本君の御議論の中に、あなたは何たる失礼な、卑猥なる、下等なる言辞をもつてこの演壇を汚さんとするか。今日、国会の品位というものは、国民指弾の的になつている。現に、この席上においても、懲罰問題が論議せらるる本日ですぞ。あなたはしかるに、この法案を出したる者は、きんちやく切りだとは何事だ。ポン引とは何事だ。諸君、そういう失言辞を他人に浴びせかけて、この間の乱闘は何から起つたと思う。諸君、民主政治は、お互いの人格を尊重するにあらずんば成り立たないのだ。そういう無礼千万なことを言つて論議を続けるがごときは、国会の品位を失墜するもはなはだしい。（拍手）

しかも、諸君、今や国際間の情勢は、諸君御承知の通り、現にアメリカとわが国とはMSAを中心として交渉が開始せられておるのに、どうしてわれわれは目をおおうて、この事実を知らずにいることができましようか。しかも、われ〳〵は、今日までこの問題を隠蔽しておつたのではない。わが党は、過ぐる六月の十八日、党の大会を開いて、満天下にこのことを公約しているのです。（拍手）すなわち、総選挙直後における党大会の国民に対する公約です。そこで、私どもは、当初防衛委員会なる名称をもつて設置したかつた。今日まで遅れたのは、事国の防衛に関する問題だから、再軍備に賛成する者があつても、反対する者があつても、それはともに国家の重大問題を心配することであるから、いずれにしても、真剣なる討議研究を必要とするとわれ〳〵は感するのであります。そこで、こういう重大な問題であるから、各党了解のもとにこういう委員会を設置したいと、先般来各派に交渉を続けて参つたのであります。幸いにして、自由党並びに分自党は、われ〳〵の趣旨を了解せられて、設置に賛成せられました。再軍備に反対せらるる諸君は、なぜこの委員会を活用して、反対の趣旨を国民とともに明確にしないのか。（拍手）卑怯千万なるやり方だと私は思う。

そこで、当初防衛委員会と名称を付したるわれ〳〵が、自由党諸君の主張によつて保安委員会とかえたゆえんのものは、今日の国会法上の常設委員会は、各省にマッチしてつくるという建前にあるので、防衛問題に関する、少くとも保安庁を中心とする案件は、保安委員会がこれを担当することをもつて最も便宜とすると考えられまして、自由党の修正の意見にわれ〳〵は同意したのであります。すなわち、自由党の軍備に対する観念、社会党の軍備に対する観念、われ〳〵が防衛力を持とうとするわれ〳〵の観念は、おのおの党の立場によつて違いましようけれども、あげて日本再建のために、それがいかなるものであるかということを、国会を通じて国民のために研究するということは当然のことではないか。（拍手）しかも、われ〳〵は、この委員会を本日設置して、閉会中継続審査のもとに、目下アメリカと交渉中のMSAの問題を監視し、実体を把握せんとして、本日これの急遽上程を図んだ次第であります。

願わくは、再軍備反対の諸君といえども、冷静に刻下の事態を判断せられまして、われ〳〵は防衛委員会として提案したのでありますが、今日修正せられて保安委員会と名称がかわりましようが、内容においては、十分国家のために幾多の問題を研究することができるのでありますから、諸君も翻意して

賛成せられんことを希望いたします。（拍手）

最後に一言、諸君は、常に国会の品位を主張しつつ、そして乱闘まで行いつつ、他党の行動をインチキであるとか、きんちゃく切りであるとか、そういう暴言をもつてこの問題を論ずるがごときは、下劣下等な諸君の心事を如実に暴露したものであることを私は主張いたします。（拍手、「何を言うか」「議長注意しろ」と呼び、その他発言する者多し）

以上、私は、防衛委員会を主張したものでありますが、保安委員会設置案に対して満腔の誠意をもつて賛成するゆえんでございます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　池田禎治君。

［池田禎治君登壇］

○池田禎治君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程に相なりました国会法の一部を改正する法律案に反対の討論をいたさんとするものであります。（拍手）

ただいま、改進党の椎熊君は、この委員会の重要性を力説されたのでありますが、その重要性は、私は椎熊君の言をそのままに承知いたすといたしましても、ここで思い浮べますことは、この国会を召集されました直後におきまして議院運営委員会において、椎熊三郎君は、福永官房長官に対しまして法案の提出の時期を尋ねて、政府提出の重要法案は、会期の終りになつたならば、その責任は衆議院は負わない、このことを厳に戒めたのであります。（拍手）しかして、同僚議員より、しからば議員立法についてはいかに、議員立法についても、もちろんである、十分の審議期間を置かなければ、衆議院はその責任を負わぬものであるということを、現に申されたのであります。ところが、皆様も御承知のように、衆参の両院は本日をもつて終了するのであります。それも、延長になつた日数の最後の日であります。しかも、国会法を改正するということは――国会法というものは、国会の最も基本となるべき法律であります。規則でありますが、これをかえるということは、よくよくのことがなければ、そう簡単に、朝令暮改のようにかえてならぬということは、どなたも御承知のことであろうと私は思います。（拍手）

この国会法改正案のねらいは、常設されておるところの二十二の常任委員会に、さらに追加して保安委員会をつくろうとしておるものであります。その提案者の理由を伺つてみますと、保安庁の所管に関する事項並びに国家防衛に関する事項の審議はきわめて重要であり、かつ内容を増加したと認められるので、これがために特に保安委員会を設けたいというのであります。国会法の改正につきましてゆ、すでにいろ〳〵な角度から検討されておりまして、議院運営委員会に国会法改正の小委員会を設けて、前国会以来、鋭意検討を続けておるのであります。これは議員諸君のすべてが知るところであります。たとえば、郵政、電通の二つの委員会を合併すべし、あるいは農林、水産の二つの委員会を一本にまとめてはどうか、あるいはまた経済安定委員会はどうしても必要であろうか、また図書館運営委員会は議院運営委員会に取入れて、懲罰委員会のごときものは、常設ではなく、懲罰事犯の発生したときに設けても十分ではないか、こういうふうな具体的討議が各党の委員によつて進められておるのであります。しかも、この結論は、あまり遅くないうちに出すということを、われわれは了承しておるのであります。

こういうときに、今期の非切れの本日の本会議、しかもこれを審議いたしましたのは、昨日の議院運営委員会の国会法改正の小委員会におきまして、その審議の時間わずかに三、四十分であつたと私は承知しておるのであります。（拍手）本法案の審議は、本日もまた議院運営委員会で確かにいたしましたが、冒頭において椎熊君から申し述べた趣旨から申しますならば、何がゆえに改進党の方も自由党の方も早くこれを出されて、そして十分の審議期間をとつた上に、ぜひ必要なりということをお認めにならないのでありましようか。（拍手）

私は、必ずしもこの委員会をつくるということについて、特別なる臆測をたくましゆうしようとするものではありません。けれども、御承知のように、世間では、再軍備の漸増計画をもつて一路驀進しておるという吉田政府はこういう立法措置を設けるのではないか、こういうふうな誤解を種々生じておるのであります。これほど会期のおしまいの日になつて出して、どうしてもこれを通そう、しかも参議院がはたしてこれを通すか通さぬかは、これは参議院の自由でありますから、とやかく申すべき何ものもないのでありまするが、その通過のいかんでさえも危ぶまれておる最後の日に至つて、こういう法案を出したということは、その真意那辺にありやということを疑わざるを得ないのであります。（拍手）これ反対の第一点であります。

第二点は、保安庁の所管並びに国家防衛事項の審議が重要にして、かつ内容が増加したと述べていますが、吉田首相やその他の閣僚が、本国会においてしば〳〵述べられた防衛に関するところの答弁、それは従来と何らかわるものでないということを申しております。そうであるとするならば、立法府においては、あらゆる角度から、国会法の改正を検討しておるのであります。しかもその結論も近いというのでありますから、何を好んで、かかる非常の措置をとられんとするものであるか。それとも、政府がどう答弁しようとも、自由、改進の両党は、政府の言明を信用することはできない、現存の内閣委員会あるいは外務委員会だけではまかし切れない、そういう秘密の事柄があるかどうかとさえも疑わざるを得ないのであります。今や朝鮮動乱も解決いたしまして、ようやく平和をたたえる声が国民の間にみなぎつておる今日、いやしくも再軍備コースと目されるところの常任委員会を、かくのごとき手段をもつてつくらんとする構想は、絶対に避けなければならぬのであります。（拍手）これが第二の反対の理由であります。

また、この委員会が、参議院において審議未了に終ろうとも、衆議院だけ出さなければならぬという、そういう御意図は、これはまつたく改進党の方々が、世間に対する体裁から、こういうことをしたのではないかとさえ思われるのであります。（拍手）なぜならば、本日の委員会におきまして、改進党のお出しになりましたところの最初の案は、防衛委員会をつくるということであります。これは、自由党が修正動議を出して、保安委員会というふうにかえてくれということになつたのであります。その論拠はどこにあるかというと、自由党の主張しておるところは、今日の保安隊を、依然として国内警備の警察力である、あるいはまた、よく見てもこれは戦力としか見ない。これに対しまして、改進党の方々は、本委員会におきまして、現存の保安隊を明らかに軍力であるということを述べられておるのであります。その二つの大きな違いがあるにかかわらず、こういう委員会を早急につくつたならば、それでもつて立ちどころに解決ができると思つておるならば、それはたいへんに甘い事柄であると言わなければなりません。（拍手）かような見解の違いのある委員会であるならば、現存の内閣委員会あるいは外務委員会をもつてしてもけつこう審議はできますし、また、お出しになるならば、十分の審議期間をとつて、国民の注目するところのこの防衛問題に対する解明をさらに深めておつくりになるということが、これ国民に対して忠なるゆえんではないかと私は思うのであります。（拍手）

かかる観点におきまして、私は断固反対の意思表示を試みるものであります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

昭和二十八年六月七日　衆議院会議録第三十八号　昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案（参議院回付）外二件　議員篠田弘作君懲罰事犯の件外三件

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よって本案は委員長報告の通り決しました。

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案（本院提出、参議院回付）

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案（本院提出、参議院回付）

○議長（堤康次郎君）　参議院から、本院提出、昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案及び昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案が回付されました。この際議事日程に追加して右回付案を一括議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

右回付案を一括して議題といたします。

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十八年八月七日

参議院議長　河井　彌八

衆議院議長堤康次郎殿

（本院送付案に対する参議院の修正に係る条文を掲げる。小字は修正）

（定義）

第二条　この法律において「被害小企業者」とは、商工業その他政令で定める事業を行う小規模の事業者○（常時使用する従業員の数が三十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三人）以下の会社又は個人をいう。）であつて、政令で指定する地域内に事業所を有し、且つ、昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害によつて損害を受けたものをいう。

2　この法律において「復旧事業資金」とは、一般の金融機関○（銀行（日本銀行を除く。）、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫及び信用協同組合をいう。以同じ。）が、被害小企業者に対し、その損害の復旧に必要な事業資金○（事業協同組合又は同連合会については共同施設に係る組合又は同連合会について○（事業協同組合又は同連合会について○の範囲内で六月以上三年以内の償還期限及び当該金融機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率から、次条の規定によつて県が当該金融機関に補給する金額を基礎として算出した利率だけ引き下げた利率で昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるものをいう。

（国庫補助）

第三条　政府は、県に対し、予算の範囲内で、県が金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた復旧事業資金につき年五分の利率を適用して計算した金額に相当する金額の利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費の二分の一を補助する。

2　前項の規定により政府が県に対し補助する場合における当該補助に係る復旧事業資金の総額は、二千億円を限度とする。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等について、の災害の復旧等に関する特別措置法案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十八年八月七日

参議院議長　河井　彌八

衆議院議長堤康次郎殿

（本院送付案に対する参議院の修正に係る条文を掲げる。小字及び■は参議院修正）

（地すべり等の防止施設に対する補助）

第五条　地方公共団体又はその機関が、政令で指定する地域において第一条に規定する大水害により著しい災害を生ずるおそれのある地すべり、山崩れ又は土砂の崩壊を防止するために必要な事業を施行する場合においては、国は、政令の定めるところにより、その事業費の■十分の■九を補助する。

○議長（堤康次郎君）　両案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よって参議院の修正に同意するに決しました。

議員篠田弘作君懲罰事犯の件

議員森三樹二君懲罰事犯の件

議員長正路君懲罰事犯の件

議員伊藤卯四郎君懲罰事犯の件

○荒船清十郎君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、議員篠田弘作君懲罰事犯の件、議員森三樹二君懲罰事犯の件、議員長正路君懲罰事犯の件、議員伊藤卯四郎君懲罰事犯の件、右四件を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

議員篠田弘作君懲罰事犯の件（今澄勇君外二十四名提出）に関する報告書

昭和二十八年七月三十一日の予算委員室における議員篠田弘作君の行動は、不穏当なものと認め、同君に対し、国会法第百二十二条第二号により、公開議場における陳謝を命ずべきものと議決した。

右陳謝文案を添えて報告する。

昭和二十八年八月七日

懲罰委員長　森　幸太郎

衆議院議長堤康次郎殿

陳謝文案

私儀国会議員たる身分にもかかわらず、七月三十一日予算委員室において行つた乱暴な行動は、国会の信用を失墜し同僚議員に迷惑をかけまして誠に申訳なき次第、深く自責の念に堪えません。ここに謹んで陳謝致します。

議員森三樹二君懲罰事犯の件（田渕光一君提出）に関する報告書

本件は、懲罰事犯にあらずと決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

懲罰委員長　森　幸太郎

衆議院議長堤康次郎殿

議員長正路君懲罰事犯の件（田中元君提出）に関する報告書

本件は、懲罰事犯にあらずと決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

懲罰委員長　森　幸太郎

衆議院議長堤康次郎殿

議員伊藤卯四郎君懲罰事犯の件（田中元君提出）に関する報告書

本件は、懲罰事犯にあらずと決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

懲罰委員長　森　幸太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔森幸太郎君登壇〕

○森幸太郎君　ただいま議題となりました、議員篠田弘作君懲罰事犯の件、議員森三樹二君懲罰事犯の件、議員長正

路君懲罰事犯の件、議員伊藤卯四郎君懲罰事犯の件、以上四件の懲罰委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

以上四件は、いずれも去る八月四日院議をもつて付託されたものでありますが、本委員会は、会期切迫の折柄、連日委員会を開会し、鋭意その審査に当つた次第であります。

まず、議員篠田弘作君懲罰事犯の件につきましては、懲罰動議の趣旨弁明及び本人の一身上の弁明を聴取いたしました後、質疑を行い、昨日質疑を終了、本日懲罰を科すべきかどうかについてお諮りいたしましたところ、中野四郎君より、篠田君の乱暴なる行動は除名に値するものであるが、（拍手）改悛の情顕著なるものが認められるから、公開議場における陳謝を命ずべきものと議決すべしとの動議が提出せられました。大橋武夫君より、予算委員室において軟禁状態にあつた予算委員長を救出に行つた際起した篠田君の行動は、その原因にかんがみて、陳謝には相当しないから、公開議場において戒告すべしとの動議が提出されました。

一括討論に付しましたところ、自由党鍛冶良作君より、篠田君の行動は、予算委員室において自由を束縛されている予算委員長を救出せんとして起した行動であつて、篠田君のみにその行動の責任を負わせることは妥当ではなく、また、それだけでは議院の自肅に資することはできぬから、当日の騒擾に関係した者全部に対し戒告すべきものであつて、従つて篠田君に対しても戒告をもつて相当とし、中野君の動議には反対、大橋君の動議に賛成の意見が開陳されたのであります。改進党河野金昇君、日本社会党古屋貞雄君及び日本社会党中村時雄君より、それぞれ、篠田君の乱暴なる行動は国会の信用を失墜することはなはだしきものがあり、国民の代表たる議員として、また言論の府たる国会における行動として、罪まさに除名に値すべきものであることは明らかであるが、（拍手）率直にその非を認め、遺憾の意を表明した点を情状酌量して、公開議場における陳謝を命ずべしとする中野君の動議に賛成、大橋君の動議に反対する旨の意見の開陳がありました。

かくして、討論を終り、採決を行いました結果、多数をもつて公開議場における陳謝を命ずべきものと議決した次第であります。

陳謝文案を朗読いたします。

陳謝文案

私儀国会議員たる身分にもかんがみず、七月三十一日予算委員室において行つた乱暴な行動は、国会の信用を失墜し同僚議員に迷惑をかけまして誠に申訳なき次第、深く自責の念に堪えません。ここに謹んで陳謝致します。

次に、議員森三樹二君懲罰事犯の件、議員長正路君懲罰事犯の件、議員伊藤卯四郎君懲罰事犯の件、以上三件につきましては、昨六日懲罰動議の趣旨弁明及び本人の一身上の弁明を聴取いたし、本日質疑を終了、懲罰を科すべきかどうかについてお諮りいたしましたところ、大橋武夫君より、三件はいずれも国会の品位を暴行により傷つけたものであるから、公開議場において戒告すべしとの動議が提出され、中野四郎君より、篠田君懲罰事犯に比すれば、三件はいずれも戒告にも値せず、懲罰事犯にあらずと決すべしとの動議が提出され、一括討論に付しましたが、自由党鍛冶良作君より、事件は原因なくして起るものでなく、篠田君のみに懲罰を科することにつて議院の綱紀は期せられるものでない、ことに長正路君の行動のごときは、新聞ニュース、映画等においても明らかでありとし、これを不問に付することについては特に強い反対意見が述べられ、この際いずれも公開議場において戒告すべしとの大橋君の動議に賛成、中野君の動議に反対の意見が開陳され、改進党河野金昇君、日本社会党古屋貞雄君及び日本社会党池田禎治君より、それぞれ懲罰事犯にあらずとする主張がなされ、その際、特に長君の事犯につきましては、その行動に多少の行き過ぎがあつたことは認めるが、その原因等にかんがみて、懲罰を科するには当らないとの意見があり、なお森君の事犯については、懲罰動議提出者の言うがごとき国会法第百十六条、衆議院規則第二百三十八条に該当しないとの意見がありまして、中野君の動議に賛成し、大橋君の動議に反対する旨の討論が行われました。

かくして、討論を終り、採決の結果、多数をもつまして、三件はいずれも懲罰事犯にあらずと決した次第であります。

以上をもちまして報告を終ります。

（拍手）

○議長（堤康次郎君）　懲罰事犯の件を順次採決いたします。

これより議員篠田弘作君懲罰事犯の件を採決いたします。この際森三樹二君、長正路君、伊藤卯四郎君の入場を許します。篠田弘作君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて議員森三樹二君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。（拍手）

次に、議員長正路君懲罰事犯の件を採決いたします。この際長正路君の退席を求めます。森三樹二君の入場を許します。長正路君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて議員長正路君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。（拍手）

次に、議員伊藤卯四郎君懲罰事犯の件を採決いたします。この際伊藤卯四郎君の退席を求めます。長正路君の入場を許します。伊藤卯四郎君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて議員伊藤卯四郎君懲罰事犯の件は委員長報告通り議決いたしました。（拍手）

これにて懲罰事犯の件は議了いたしました。伊藤卯四郎君の入場を許します。

議員篠田弘作君懲罰事犯の件のただいまの議決に基き宣告いたします。

昭和二十八年七月三十一日の予算委員室における議員篠田弘作君の行動は不穏当なものと認め、同君に対し国会法第百二十二条第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと議決いたしました。

よつて議長は、篠田弘作君に対し、委員会起草の文案を朗読し、陳謝の意を表すべきことを命じます。

篠田弘作君の登壇を求めます。篠田弘作君。

［篠田弘作君登壇］

○篠田弘作君　私儀国会議員たる身分にもかんがみず、七月三十一日予算委員室において行つた乱暴な行動は、国会の信用を失墜し同僚議員に迷惑をかけまして誠に申訳なき次第、深く自責の念に堪えません。ここに謹んで陳謝

昭和二十八年八月七日　衆議院会議録第三十八号　科学技術振興に関する決議案

科学技術振興に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。本多市郎君。

科学技術振興に関する決議案

わが国経済の自立と産業貿易の発展とは、現下の経済条件の上に立つ科学技術の振興と、これに基く産業体制の確立によつてのみ可能である。

よつて政府は、科学技術の画期的振興をはかるため、すみやかに左記の措置を講ずべきである。

一　科学技術行政機構の強化をはかり

二　科学技術研究に関する国家予算を大幅に増額し

三　科学技術に関する教育の振興をはかり

四　科学技術者を優遇し

五　科学技術研究成果の実用化のため国庫より補助並びに金融措置を講ずること

右決議する。

〔本多市郎君登壇〕

○本多市郎君　ただいま上程せられました科学技術振興に関する決議案につきまして趣旨弁明をいたしたいと存じます。

まず決議案文の朗読をいたします。

科学技術振興に関する決議案

わが国経済の自立と産業貿易の発展とは、現下の経済条件の上に立つ科学技術の振興と、これに基く産業体制の確立によつてのみ可能である。よつて政府は、科学技術の画期的振興をはかるため、すみやかに左記の措置を講ずべきである。

一　科学技術行政機構の強化をはかり

二　科学技術研究に関する国家予算を大幅に増額し

三　科学技術に関する教育の振興をはかり

四　科学技術者を優遇し

五　科学技術研究成果の実用化のため国庫よりの補助並びに金融措置を講ずること

右決議する。

〔拍手〕

以上の通りであります。

翻つて、わが国の実情を見まするに、科学技術に関する研究施設はきわめて貧弱であるばかりではなく、それが産業への連繋においても何ら見るべきものがないのであります。しかるに、これら困難なる諸条件のもとにありながら、わが優秀なる科学技術研究の成果は世界の学界に貢献し、これらの研究はむしろ外国において生産化せられ、逆にわが国に輸入せられたものも少くないのであります。政府は、これらの実情と科学技術振興の緊要性にかんがみ、すみやかに科学技術を振興し、わが国経済の自立、産業の発展、貿易の振興に資せしむべきであります。また、総合的科学技術による国土再建の計画を樹立して、資源の開発を促進するとともに、今次発生したるさんたんたる水害等の自然の猛威に対しましても、科学技術によりこれを未然に防止し得る態勢を確立する等、国家百年の大計を樹立すべく、科学技術の飛躍的発展を目途として、これが振興策を講ぜんとするのが、本決議案の目的であります。

何とぞ各位の御賛成を希望いたします。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

国土総合開発の促進に関する決議案（藤田義光君外四十六名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○荒船清十郎君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、藤田義光君外四十六名提出、国土総合開発の促進に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国土総合開発の促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。藤田義光君。

国土総合開発の促進に関する決議案

国土総合開発の促進に関する決議

政府は、現下内外の困難なる諸情勢下において国土総合開発が日本再建の基本たるにかんがみ、これを強力に促進する体勢を整備するに必要なる措置を講ずべし。

右決議する。

〔藤田義光君登壇〕

○藤田義光君　ただいま議題となりました国土総合開発の促進に関する決議案につきまして趣旨弁明を行いたいと思います。

まず決議案文の朗読をいたします。

国土総合開発の促進に関する決議案

政府は、現下内外の困難なる諸情勢下において国土総合開発が日本再建の基本たるにかんがみ、これを強力に促進する体勢を整備するに必要なる措置を講ずべし。

右決議する。

〔拍手〕

日本は、昭和二十年、敗戦によりまして、御存じのごとく領土の約五〇％を喪失いたしております。一方、人口は累年増加いたしまして、昨年末現在におきまして、終戦時の二〇％の人口増加を来しておるという現状であります。一方、政府の提唱する貿易はほとんど振興されず、現在輸出総額はわずかに十二億ドルであります。輸入二十億ドルに対しまして、八億ドル、約三千億円というマイナスを生じておるのであります。この国家予算の約三〇％に相当する輸入の超過は、御存じのごとく特需によつてまかなわれておるというさんたんたる状態であります。

国土開発に関しまして、政府が従来計画を具体化しました歴史をたどつてみますと、昭和十五年九月、第二次近衛内閣におきまして、国土計画設定要綱が発表されておるのであります。終戦後、昭和二十一年の第一次吉田内閣の際におきまして、国土計画審議会が発足いたしたのであります。昭和二十五年六月、この国土計画審議機会を母体にいたしまして、御存じのごとく国土総合開発法が公布実施されたのでございます。この法律に基きまして、翌年十二月、特定地域十九箇所の設定を見たのであります。この開発法によりまして、国民待望の国土総合開発はようやく軌道に乗つたやに了解いたしておつたのでございまするが、昨年三月は電力開発促進法の公布を見ざして、せつかく国土総合開発の重要なる一要素として考えられておりました電力開発が分離いたしましたがために、いわゆる十九箇所の国土開発指定地区に対する国民の関心は薄らいで参つたのでございます。電力開発と国土総合開発がまつたく主客を転倒したのが現状でありまして、本年度よりようやく北上川に対しまして三十三億の政府予算が計上されたのでありまするが、国民の待望する敗戦国再建の軸心たる国土の総合開発の前途はまことに寥々たるものがあるのでありまして、私は、今簡単に海外の実情を皆様方に訴えまして、この際この国土の開発に対する皆様方の御協力を得たいと思うのであります。

御存じのごとく、米英におきましては、前人未踏の大事業といわれます、いわゆるTVAのごとき事業が着々と具体化いたしております。ソ連のドン、ヴォルガ総合開発も御存じのごとくであります。特にわれ〳〵がここで注目すべきは、新政権を獲得してからわずかに四年になん〳〵とする中共の大国土開発計画、すなわち自然改造運動の成功であります。中国の三大河といわれます揚子江、黄河、淮河の治水工事は、実にパナマ運河を十箇所設置するというような大規模なものでありまして、たとえば揚子江の荆江ダ

ムのごとき、このダム一箇所ですら琵琶湖に相当する広さのものを今や竣工せんとしているのであります。また、植林にいたしましても、満州興安嶺の砂防林から、安東より揚子江にわたる沿海防風林、一名毛沢東長城といわれるこれらの植林計画は、敗戦国たる日本のもつて範とすべき非常な成績をあげつつあるのでありまして、政権担当以来すでに五箇年を経過いたしました吉田内閣の施政と比較いたしまして、私たちは、ここで深刻に反省するとともに、国土総合開発の徹底的な再検討を要請するものであります。かくのごとき遅々たる貧弱なる国土総合開発計画の現状にかんがみまして、諸君御立法のごとく、積雪寒冷地帯、特殊土壌地帯、砂丘地帯、傾斜地帯あるいは離島振興等に関する特別法がつくられておりますが、私たちは、かくのごとき当面糊塗的な小手先ざいくによりましては、敗戦国の国土開発は絶対不可能であると確信するものであります。（拍手）

従いまして、この際私は、まず第一に、全国の地質調査を徹底的に断行すべきであるということを提唱したいのであります。現在TVAと同様な大規模な工事を具体化しておりますイギリスにおきましては、今から二十年前の九三三年から二十年の長きにわたり、大規模な地質調査を断行したことは、われ〳〵の記憶に新しいところであります。ソ連の五箇年計画が、累次にわたり、すべて徹底せる地質調査の後に断行されたことも、諸君よく御存じのことであります。日本におきましては、いまだ国土のわずか四〇%が地質調査を終つたにすぎないというさんたんたる現状でありまして、政府はすべからく年間五億、十年計画、五十億の予算を計上いたしまして、地質調査の徹底的な断行をこの際促進すべきであると思うのであります。

第二番目には、官庁機構の再検討であります。御存じのごとく、本年度より予算を獲得いたしました北上川総合開発に関しましては、所轄官庁が不明瞭なるがために、現在これらの総合開発に関する管轄官庁としましては、経済審議庁、建設省、農林省、大蔵省、運輸省等の数箇所の官庁がその権限を持つておりまして、総合開発の促進を著しく阻害している現状でありまして、私は、国土総合開発の具体化の第一要諦としては、まず強力簡素な統一所轄官庁をこの際即時設置すべきであるということを提唱いたしたいのでございます。

以上申しました趣旨によりまして、今回の西日本あるいは和歌山水害によつて三千億、国家予算の三〇%を一期にして失うという、かくのごとき不祥事を累年繰返さざるために、また、この災害対策として二十二の特別法案をつくるという、世界の議会史に前例のないような醜態を演ずることなきよう、この際国土開発促進に関しまして、諸君の力により、全会一致の決議を賜わりますよう切にお願いいたしまして、はなはだ簡単でありますが、趣旨弁明にかえた次第でございます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長（堤康次郎君）　日程第一は、決算委員長より一時延期の申出がありますから、一時あとまわしといたします。

第四　図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一条第二項による審査の結果報告

日程第四、図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一条第二項による審査の結果報告を求めます。図書館運営委員長伊東岩男君。

［伊東岩男君登壇］

○伊東岩男君　ただいま議題となりました、国立国会図書館法第十一条第二項の規定による図書館運営委員会における審査の結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、本年度の予算について申し上げたいことは、国会図書館新営費として約一億円が新たに計上されたことであります。これは開館以来の懸案であり、本院におきましても各党派一致の要望であります。建築計画の骨子は、昨年十二月国会図書館建築委員会より、敗地を旧ドイツ大使館の跡とし、そこに、延坪四万五千坪を終局目標としつつ、暫定的に一万五千坪の建築を本年度より六年間で完成せしめるという案が国会に勧告せられたのであります。そのうち、第一期工事として八千坪を本年度より四箇年で完成せしむるということを、当面の目標としておるのであります。しこうして、この計画の実施にあたつては、国会図書館建築協議会を設置することとし、これに関する規程案については、本委員会の承認を求めて参りましたので、適当な処置と認めてこれを承認した次第でございます。なお、本年度の予算各案の修正にあたり、国会図書館のPBレポート及び原子力関係資料の購入費として八千万円が増額修正せられたことは、わが国の産業、科学、技術の振興上に大いに意義あるものと存じます。

次に、国会図書館の運営については、昨年度の補正予算に、PBレポートを米国より購入する費用として六千万円が計上せられたのでありますが、すでにその一部は到着いたしました。PBレポートとは、各位御承知の通り、今次の大戦争の末期において、ドイツその他旧枢軸国を占領した連合国の技術調査団が入手した各分野の技術上の研究を検討整理した報告書で、その絶対なる価値はすでに世界的に認められておるところであります。これが国会図書館に整備せられたときに、わが国の学術界、産業界に及ぼす影響は、はかり知り得ないものがあると信じます。また、昨年末、米国のロックフェラー財団より、マイクロフイルムの撮影機の購入費並びに日本人技術者訓練のための費用として四万一千ドルが国会図書館に寄贈せられることになり、前国会におきまして本委員会もこれを承認したのであります。これらの機械設備もやがて到着して、本年中には活動し得る見込みであります。

次に、図書館の活動状況についてでありますが、国会に対する奉仕の面において、調査立法考査局の考査件数は月平均二百件と飛躍的に増大いたしました。しかし、多々ます〳〵議員の要望も増して参りましたので、現在のままにおいては、このように増加する調査依頼に応ずることは不可能となるおそれがあり、よつて来年度の予算にはこの整備充実をはかるための経費を大幅に増額すべき旨を決議した次第であります。

以上、要するに、国会図書館も、創立以来満五年を経まして、国会附属の図書館として、またわが国の中央図書館として、着々その実を備えて参つたのであります。しかしながら、いまだ独立の本庁舎を持ちませんために、国会議員その他多くの利用者に多大の不便をかけ、十分なる活用をはばんでいるのであります。よつて、本庁舎建築は緊急不可欠の問題であると信じます。何とぞ議員諸賢の深き御理解のもとに、これが計画の実現に一段の御協力を賜わるよう切にお願いいたしまして、報告を終る次第であります。

日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○荒船清十郎君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　荒船君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。委員長の報告を求めます。電気通信委員会理事原茂君。

昭和二十八年八月七日　衆議院会議録第三十八号　日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

検第一号
昭和二十八年一月三十一日
会計検査院長　佐藤　基

内閣総理大臣吉田茂殿

日本放送協会昭和二十六事業年度貸借対照表等の回付について日本放送協会昭和二十六事業年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了し右書類を回付する。

なお、検査の結果特に記述すべき意見はない。

一、昭和二十六年度財産目録

財産目録

昭和二十七年三月三十一日

科目	摘要	金額 内訳	金額 合計
（資産の部）			
流動資産			
現金預金			
銀行預金		六、一四〇、三六一、〇一	三五、九二三、四六八、四三
振替貯金		二、五七、八二一、三四二、二六	一、四六、五四〇、〇〇八、四三
受信料未収金		九、八一〇、六七七、三八	
未収受信料欠損引当金	受信料未収金の徴収不能見越額	(一)一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	三八、八一〇、六七七、三八
委託修理業務用物品	放送受信用機器修理業務用物品		四五、五九三、〇〇一、一四
貯蔵品	機器補修用材料外		四一〇一、七四九、六二一
前払費用	前払借入金利息外		八、六四九、四七〇、〇五
その他の流動資産			
未収金	国際放送関係政府交付金外	六九、五三、九五八、六〇	
差入保証金	建物賃借保証金外	五、四〇〇、〇〇〇、〇〇	
保管有価証券	委託集金保証預り証券	一、三五五、〇〇〇、〇〇	
仮払金	連合軍放送関係立替払外	四、六四一、五〇八、四五	
固定資産			
建物	局舎及び付属建物外	一、五六〇、五四四、七四三、九六	
建物減価償却引当金	同上減価償却引当金	(一)二七、三三八、八二一、三五	
構築物	空中線装置外	三七九、五九二、三七四、〇六	
構築物減価償却引当金	同上減価償却引当金	(一)三九、〇六八、四〇〇、九九	
機械			
機械減価償却引当金	放送機外	(一)一、四六八、三三、六〇五、六五五	
器具什器	同上減価償却引当金	(一)二七、三三〇、四五五、〇〇	一、三〇六、二三三、八九三、三〇
器具什器減価償却引当金	楽器　事務用什器外	(一)一〇〇、〇一〇、四九一、〇〇	八〇、三四三、八四六、三二
土地			五六六、九九四、二四一、二三
建設仮勘定	同上減価償却引当金	(一)四、九六七、六五四、七九	八四一、四二一、二五一、九五
投資有価証券	局舎敷地外		四一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
繰延勘定	未完成建物、機械		四四、八三六、九四六、〇〇
前払費用	電気興業株式会社株式外		八四一、三〇〇、〇〇
放送債券発行差金	前払借家料		四四、七四一、三四五、〇〇
特定資産	放送債券発行差金未償却額		一六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
減債用放資勘定	放送債券償還資金積立金		四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
資産合計			一六、一一〇、九四六、一五六
（負債の部）			
流動負債			
未払金	物品購入代金未払金外		三四四、〇四一、四一四、八
受信料前受金	二十七年度分以降前受受信料		一四四、五四〇、二六四、〇
その他の流動負債			八、九九九、九九六、〇〇
前受収益	敷地賃貸料前受金		
預り金	委託集金保証金	一、二九九、〇〇	二九、六九二、四九九
預り有価証券	委託集金保証預り証券	一、四五五、〇〇〇、〇〇	
仮受金	源泉徴収所得税外	二六、六九九、一四四、二六	
固定負債			
放送債券	日本勧業銀行		一、四四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
長期借入金			四〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
負債合計			一、八四四、〇四一、四一四、八

二、昭和二十六年度貸借対照表

貸借対照表

昭和二十七年三月三十一日現在

（科目）	（金額）
（資産の部）	
流動資産	
現金預金	
受信料未収金	九、八一〇、六七七、三八

未収受信料欠損引当金	四一〇〇〇〇〇〇〇〇	
委託修理業務用物品		三八八一〇六三七六
貯蔵品		七〇八八四六八八
前払費用		四四一四四四四〇〇一一四
その他の流動資産		四一一四〇一七四九一六一
流動資産合計		八一一六四九一四七七〇四
固定資産		三三三九九一四八四四八
建物		
建物減価償却引当金	一四四〇一四四四一四六	
構築費		三三九一四九二三四四一〇六
構築物減価償却引当金	二九〇六八七四〇七	
機械		一四四一四九六一一〇〇六五
機械減価償却引当金	三七三一三一〇四四四四	
器具・什器		一一四〇三三八九二一〇
器具什器減価償却引当金	一九六四七一四九四一九	
土地		一〇〇〇一〇四九一一〇
建設仮勘定		一九六四七一四九四一九
投資有価証券		三六八九四一四一一三
固定資産合計		八四一一一六一九五
繰延勘定		四一七〇〇〇〇〇
前払費用		三四一一九四一六九一一九
放送債券発行差金	八四一〇〇〇〇〇	
繰延勘定合計		四四一七四一七九一〇〇
特定資産		
減債用放送勘定	四四一八一三九九一〇〇	
資産合計		一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
（負債の部）		四四一〇四一一〇一一〇一六
流動負債		
未払金		一四一四一四一八六一四〇
受信料前受金		一八九九一九九六一〇〇
その他の流動負債		二九一六九一一七九一九八
流動負債合計		二一四一〇六一一七九一四八
固定負債		
放送債券		一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
長期借入金	四〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
固定負債合計		一四四一〇〇〇〇〇〇〇〇
負債合計		一六六四一〇六一一四一九一八
（資本の部）		
固定資本		一六八六八三一一四九一八
固有資本		
剰余金		
再評価積立金	四八一一四八六八三一四四	
積立金	四〇一四四八一三四四一九四	
当期剰余金	二六九一〇一六一一四一〇	
剰余金合計		九九一〇一三一〇八一〇
資本合計		三四一〇六一四四一四七九八
負債資本合計		四〇九一一〇一六一一〇一六

三、昭和二十六年度損益計算書

損益計算書

昭和二十六年四月一日から昭和二十七年三月三十一日まで

（科目）	（金額）
事業収入	
受信料	四四八四一〇〇一九九三一〇〇
交付金収入	一四一一四一四一四一〇〇
役務収入	三三五一三四一一九一一六六
雑収入	二四一六六一一四一〇一九八
事業収入合計	
事業支出	四八四一八一〇〇四九一四四
事業費	
減価償却費	四九四〇一四四一一〇一四四
未収受信料欠損償却	四〇一一三四〇四四一六〇
放送債券発行差金償却	四一〇〇〇〇〇〇〇〇
支払利息	九一八七一四四一一〇〇
雑損	一九一一四一一四一一四一九七
事業支出合計	
当期剰余金	四六一八八四三一九四一四一
	二九六一〇一八一四一一〇四

四、昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

一、決算概説

昭和二十六年四月一日から昭和二十七年三月三十一日までの収入総額は、六八億七二七六万二千円、支出総額は、六七億五〇四九万四千円で、差引本年度の収支剰余金は、一億二二六万八千円となり、これに前年度からの繰越収支剰余金を加えれば、後期繰越収支剰余金は、一億五五六七万九千円である。

二、資産及び負債並びに損益の状況

一　資産について

昭和二十七年三月三十一日現在における資産総額は、四〇億七一七〇万六千円であり、その内容は、大要次のとおりである。

イ　流動資産

流動資産総額三億二三九一万三千円中現金預金一億四六五七万円は、手持資金であり、受信料未収金三八八一万一千円は、前年度及び本年度の受信料未収金七九八一万一千円から翌年度における欠損見込額四一〇〇万円を控除したものである。委託修理業務用物品七〇八万九千円は、放送法第九条第二項第七号により行う機器修理用物品の在庫高であり、貯蔵品四五五九万三千円は、一般機器補修用材料、業務用備品消耗品等の在庫高である。前払費用四二〇万二千円は、前払借入金利息火災保険料等であり、その他の流動資産八一六四万九千円は、放送役務料金未収金五八六一万六千円、国際放送交付金未収金一〇〇〇万円等である。

ロ　固定資産

固定資産総額三五億四一九六万六千円中建物一四億三三二万三千円、構築物三億五〇五二万四千円、機械一二億六二三万四千円、器具什器八〇三五万三千円は減価償却引当金を控除した現在価額である。建設仮勘定八四一五万一千円は、現在建設中の網走放送所の十キロ二電放送装置、円管鉄柱、発電装置等五七〇〇万円その他音声調整装置等である。投資有価証券五一万七千円は、電気興業株式会社の株式六四四〇株三二万二千円等である。

ハ　繰延勘定

繰延勘定四五八二万七千円は、放送債券発行総額一〇億五〇〇〇万円の発行差金未償却額四五七四万三千円等である。

ニ　特定資産

特定資産一億六〇〇〇万円は、減債用放資勘定で放送債券発行総額一〇億五〇〇〇万円に対し、放送法第四二条第三項によつて積み立てられた債券償還のための資金である。

二　負債について

昭和二十七年三月三十一日現在における負債総額は、一六億六四〇六万二千円であり、その内容は、大要次のとおりである。

イ　流動負債

流動負債二億一四〇六万二千円中未払金一億七五三七万円は、五〇W放送機、音声調整装置、定周波交流電源装置改修代金その他物品購入代金等の支払手続未了によるものであり、受信料前受金八九九万九千円は、翌年度以降分の受信料である。その他の流動負債二億六九九万二千円は、源泉徴収所得税仮受金等である。

ロ　固定負債

固定負債一四億五〇〇〇万円は、放送債券一〇億五〇〇〇万円及び長期借入金四億円である。

三　損益について

本年度の事業収入は、受信料五五億八三〇〇万二千円、交付金収入一四一七万五千円、役務収入二億六三三四万二千円及び雑収入二五三六万二千円、合計五八億八五八八万円であり、これに対し事業支出は、事業費四九億五〇九四万二千円、減価償却費三億八三七万円、未収受信料欠損償却四一〇〇万円、放送債券発行差金償却九二八万七千円、支払利息一億一七七〇万二千円、及び雑損一億九一五五万二千円、（建設費から振り替えた間接経費一億七六三四万三千円を含む。）合計五六億一八八五万四千円で、差引当期剰余金は、二億六七〇二万六千円である。

三、収入及び支出の状況

本年度における収入総額は、交付金収入一四一七万五千円及び役務収入二億六三三四万二千円を加え六八億七二七六万二千円で、これを当初予算額六三億七四四七万円に比較すれば、四億九八二九万二千円の収入増であり、支出総額は六七億五〇四九万四千円で、これを予算額六七億五八六八万四千円に比較すれば、八一九万円の支出減であり、その内容は、大要次のとおりである。

イ　収入について

資本収入

資本収入は、九億八六八八万二千円で、これを当初予算額八億七九〇〇万円に比較すれば、一億七八八万二千円の収入増である。

すなわち、放送債券は、五億円を発行し、長期借入金は、前年度の放送債券発行未済分一億円及び一般設備資金五〇〇〇万円を借り入れた結果、当初予算額五〇〇〇万円に比較すれば、一億円の収入増である。

売却固定資産代金は、当初予算額二三〇〇万円に対し、二七八九万二千円であり、減価償却引当金は予定のとおり、三億八三七万円である。

その他、大阪電子工業株式会社から長期貸付金の返還をうけたもの六二万円、また、放送債券償還未済のため、積立金の戻し入れがなかつたもの一三〇〇万円がある。

ロ　事業収入

事業収入は、五八億八五八八万円で、これを当初予算額五四億九五四七万円に比較すれば、三億九〇四一万円の収入増である。

すなわち、受信料収入は、受信契約者の増加及び収納率向上の結果、五五億八三〇〇万二千円となり、当初予算額五四億九一六七万五千円に比較すれば、九一三二万七千円の収入増である。

交付金収入は国際放送交付金一〇〇〇万円、及び選挙放送交付金四一七万五千円、役務収入は連合軍関係放送役務料金二億六三三四万二千円、その他雑収入二五三六万二千円である。

二　支出について

イ　資本支出

資本支出は、一三億七九八万三千円で、これを予算額一二億六六四四万二千円に比較すれば、四一五四万一千円の支出増であるが、予算総則による前年度からの予算繰越額一億六三〇四万九千円を加えれば、一億二一五〇万八千円の支出減である。

すなわち、建設費は、一〇億四二九八万三千円で、これを予算額九億三九七四万二千円に比較すれば、一億三二四万一千円の支出増であるが、予算繰越額一億六三〇四万九千円を加えれば、五九八〇万八千円の支出減である。

放送債券償還積立金繰入は、前年度発行予定額中一億円が発行に至らなかつたため、本年度償還予定額一三〇〇万円の償還がなかつたため、本年度末積立金繰入額は一億五〇〇万円となり、これを当初予算額一億一三七〇万円に比較すれば、八七〇万円の支出減である。

賭返還金は、放送債券が前記のとおり、償還に至らなかつたことと、長期借入金の返還予定額のうち、四千万円を繰り延べたことにより、一億六〇〇〇万円となり、これを当初予算額二億一三〇〇万円に

比較すれば、五三〇〇万円の支出減である。

ロ　事業支出

事業支出は、五四億四二五一万一千円で、これを予算額五四億九一八〇万一千円に比較すれば、四九二九万円の支出減である。

すなわち、事業費は四九億五〇九四万二千円で、予算額五〇億二八三万円に比較すれば、七七三七万八千円の支出減であり、このうち、人件費（給与及び退職手当）は、一八億六六四九万九千円で予算額一八億六八一三万五千円に比較すれば、一六三万六千円の支出減である。また、物件費は三〇億八四四万三千円で、これを予算額三一億六〇一八万五千円に比較すれば、七五七四万二千円の支出減である。

減価償却費は、予定のとおり三億八三七万円であり、未収受信料欠損償却四一〇〇万円は、放送法施行規則の改正に伴い、新たに受信料未収金の欠損見越額に対する引当として計上したものであり、放送債券発行差金償却は、発行期のずれ等により九二八万七千円となり、これを当初予算額二一九五万九千円に比較すれば、一二六七万二千円の支出減であり、支払利息は、一億一七〇万二千円、雑損は一五二一万円で、それぞれ予算額に適合する。

四、資産価格の増減

昭和二十七年三月三十一日における資産総額は、四〇億七一七〇万六千円で、これを前年度末資産総額三四億五一八五万円に比較すれば、六億一九八五万六千円の増であり、その内容は、大要次のとおりである。

流動資産総額は、三億二三九一万三千円で、これを前年度末流動資産総額二億五六二四万三千円に比較すれば、六七六七万円の増である。

また固定資産総額は三五億四一九六万六千円で、これを前年度末固定資産総額三一億一二二一万六千円に比較すれば、四億二九七五万円の増である。すなわち、本年度中の建設及び購入により八億六六四万円の増、売却除却等により一億二八五二万円の減、本年度減価償却により三億八三七万円の減になつたことによるものである。

次に繰延勘定四五八二万七千円は、これを前年度末の二八三九万円に比較すれば、一七四三万七千円の増であり、特定資産一億六〇〇〇万円は、これを前年度末の五五〇〇万円に比較すれば、一億五〇〇万円の増である。

五、資本（固有資本及び剰余金）に関する事項

昭和二十七年三月三十一日における資本総額は二四億七六四万四千円で、これを前年度末の資本総額二二億四〇六二万六千円に比較すれば、一億六七〇一万八千円の増であり、その内容は、大要次のとおりである。

一　固有資本

固有資本十六億八六二万一千円中一億六三三七万五千円は、昭和二十五年六月一日社団法人日本放送協会から承継した純財産であり、一四億四五二四万六千円は、本年度決算時の再評価積立金から組み入れたものである。

二　剰余金

再評価積立金四億八一七四万九千円は、本年度決算時の再評価積立金から一四億四五二四万六千円を固有資本に組み入れた残額であり、積立金五〇二四万八千円は、再評価積立金を除く本年度決算時の剰余金から放送法施行規則の改正により、前記承継純財産相当額一億六三三七万五千円を固有資本に振り替えた残額である。当期剰余金は、二億六七〇二万六千円であり、以上により、本年度末における剰余金の総額は、七億九九〇二万三千円である。

日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

○廣茂君　ただいま議題となりました日本放送協会昭和二十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関し、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基き、会計検査院の検査を経て内閣より去る二月二十六日提出されたものであります。

議案の内容を要約いたしますと、協会の昭和二十六年度の事業収入は五十八億八千五百余万円、事業支出は五十六億一千八百余万円、差引剰余金二億六千七百余万円でありまして、その年度末現在における資産は四十億七千百余万円、負債は十六億六千四百余万円、差引資本計上額二十四億七百余万円となつているのであります。これらを添付の説明書に照しますと、予算に比較して事業収支は約七％の収入増と約〇・九％の支出減とを、資本収支は約一九％の収入増と約〇・八％の支出減とを示すものであり、また前年度末の現況に比較いたしまして、資産約一八％、負債約三七％、資本計上額約七％をそれぞれ増加しているのであります。なお、本件には会計検査院の検査結果が添付されているのでありまして、それには、会計検査院においては特に記述すべき意見はない旨を記載してあるのであります。

電気通信委員会においては、去る五月二十五日本議案の再付託を受けまして、爾後数回にわたり会議を開き、政府の説明を聴取し、特に参考人として日本放送協会理事の出席を求め、政府及び協会に対して質疑を行い、慎重審議を遂げたのでありますが、その詳細は会議録に譲ります。

かくして、委員会は本日質疑を打切り、討論を省略し採決の結果、全会一致をもつて本議案については異議なきものと議決いたした次第であります。

以上をもつて御報告といたします。

（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り決しました。

請願日程　軍人恩給復活に関する請願外千百十八請願

○議長（堤康次郎君）　本日の日程に掲載された請願を一括して議題といたします。

軍人恩給復活に関する請願外千百十八請願に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

○議長（堤康次郎君）　各請願は委員長の報告を省略して採択することとし、同種の議案議決の結果採択とみなすものの整理については議長に一任するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

学校給食費国庫補助等に関する請願外九十五請願

○荒船清十郎君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、学校給食費国庫補助等に関する請願外九十五請願を一括議題とし、その審議を進められんことを望みます。

学校給食費国庫補助等に関する請願外九件（稲本龍伍君紹介）（第一四六号）

理科教育振興に関する請願（堤ツルヨ君紹介）（第二一五号）

理科教育振興に関する請願（坂田道太君紹介）（第三〇七号）
高等学校定時制教育及び通信教育振興に関する請願（只野直三郎君紹介）（第七二一号）
国立商船高等学校教育施設の整備拡充等に関する請願（越智茂君紹介）（第七二三号）
旧海軍工廠工員養成所卒業生の文部省資格認定に関する請願（前田榮之助君紹介）（第七二三号）
国立商船高等学校教育施設の整備拡充等に関する請願（中川俊思君紹介）（第八四三号）
学校給食法制定に関する請願外一件（黒田寿男君紹介）（第八四四号）
同外二件（橋本龍伍君紹介）（第八四五号）
学校給食法制定に関する請願（大村清一君紹介）（第一〇九五号）
同外一件（星島二郎君紹介）（第一〇九六号）
同外二件（逢澤寛君紹介）（第一〇九七号）
学校給食法制定に関する請願（小枝一雄君紹介）（第一四九一号）
中学校教員養成機関の整備改善に関する請願（坪川信三君紹介）（第一四九三号）
学校給食法制定に関する請願（犬養健君紹介）（第一六九六号）
学校校舎及び施設の整備に関する請願（坂田道太君紹介）（第一六九八号）
産業教育振興に関する請願（坂田道太君紹介）（第一七六五号）
学校給食法制定に関する請願（坂田道太君紹介）（第一七六八号）
積雪寒冷地帯の学校屋内体操場建築費増額に関する請願（本名武君紹介）（第二二二五号）
理科教育振興に関する請願（櫻内義雄君紹介）（第二二八九号）
同（渡沼稲次郎君外一名紹介）（第二三五四号）
学校給食法制定に関する請願外一件（中原健次君紹介）（第二七六六号）
理科教育振興に関する請願（三輪壽壯君紹介）（第二八九三号）
同（藤枝泉介君紹介）（第二九六三号）
同（島上善五郎君紹介）（第二九六四号）
同（鈴木茂三郎君紹介）（第二九六五号）
理科教育振興に関する請願（花村四郎君紹介）（第二九九九号）
同（島上善五郎君紹介）（第三〇〇〇号）
同（瀬尾弘吉君紹介）（第三〇〇一号）
理科教育振興に関する請願（山崎巌君紹介）（第三一〇一号）
同（熊本虎三君紹介）（第三一〇二号）
奨学金増額に関する請願（辻寛一君紹介）（第三一〇三号）
理科教育振興に関する請願外五件（渡沼稲次郎君紹介）（第三一四一号）
同外五件（島村一郎君紹介）（第三一四三号）
同（福田篤泰君紹介）（第三一三四四号）
同外四件（前田正男君紹介）（第三一三四五号）
同（山口シヅエ君紹介）（第三一三四六号）
同（三輪壽壯君紹介）（第三六〇一号）
長崎大学薬学部の戦災復旧に関する請願（辻文雄君紹介）（第三一三四八号）
老朽危険校舎改築促進に関する請願（高津正道君紹介）（第三九六八号）
学校給食に対する国庫補助増額の請願（高津正道君紹介）（第三九六九号）
公立学校施設整備費国庫補助増額に関する請願（高橋圓三郎君紹介）（第四〇〇三号）
学校給食法制定等に関する請願外五件（大村清一君紹介）（第四〇〇五号）
同外二件（橋本龍伍君紹介）（第四〇〇六号）
学校給食法制定に関する請願外五件（星島二郎君紹介）（第四〇九三号）
同外一件（小枝一雄君紹介）（第四〇九四号）
鹿児島県立大学を国立に移管の請願（山中貞則君紹介）（第四〇〇七号）
戦災都市の義務教育施設整備復旧等に関する請願（鈴木茂三郎君紹介）（第四〇八八号）
理科教育振興に関する請願（藤枝泉介君紹介）（第四〇八九号）
学校給食費国庫補助等に関する請願（宇都宮德馬君紹介）（第四〇九二号）
学校給食法制定に関する請願外二件（逢澤寛君紹介）（第四一四一号）
同（中原健次君紹介）（第四四三一号）
中学校教育の充実強化に関する請願（佐々木盛雄君紹介）（第四二四二号）
理科教育振興に関する請願（橋本清吉君紹介）（第四二四三号）
同（河野密君紹介）（第四二四四号）
同（熊本虎三君紹介）（第四二四五号）
同（中村高一君紹介）（第四二四六号）
同（三輪壽壯君紹介）（第四二四七号）
同（菊川忠雄君紹介）（第四二四八号）
同（渡沼稲次郎君紹介）（第四二四九号）
同（橋美智雄君外一名紹介）（第四二九号）
同外十三件（瀬尾弘吉君紹介）（第四三〇号）
学校給食法制定等に関する請願（足鹿覺君紹介）（第四三二一号）
同外三件（和田博雄君紹介）（第四三二二号）
同外二件（中原健次君紹介）（第四三二三号）
同外一件（星島二郎君紹介）（第四四三二号）
養務教育施設整備に関する請願（道水久當君紹介）（第四四三三号）
学校給食法制定等に関する請願（逢澤寛君紹介）（第四五四七号）
書道教育改革に関する請願（辻寛一君紹介）（第四五五〇号）
北海道大学農学部に農業会計学講座新設の請願（小平忠君紹介）（第四五五一号）
高等学校定時制教育及び通信教育振興に関する請願（牧野寛索君紹介）（第四八二一〇号）
公立学校施設整備費国庫補助増額に関する請願（大橋武夫君紹介）（第四八二二号）
小学校危険校舎改築費等国庫補助に関する請願（田中好君紹介）（第五〇二五号）
理科教育振興に関する請願（瀬尾弘吉君紹介）（第五一三〇号）
学校給食法制定等に関する請願（小林信一君紹介）（第五一六四号）
小中学校屋内体操場建築費国庫補助に関する請願（田中好君紹介）（第五一七〇号）
公立学校施設整備に関する請願（星島二郎君紹介）（第五一七四号）
理科教育振興に関する請願外一件（菊川忠雄君外一名紹介）（第五二八八号）
学校給食法制定等に関する請願（田中久雄君紹介）（第五二八九号）
学校給食法制定等に関する請願外三件（山崎始男君紹介）（第五五〇〇号）
同（田子一民君紹介）（第五五四〇号）
産業教育設備費国庫補助に関する請願（小澤佐重喜君紹介）（第五五〇二号）
公立学校危険校舎改築費国庫補助に関する請願（小澤佐重喜君紹介）（第五五〇三号）
同（田子一民君紹介）（第五五四二号）
同（宇都宮德馬君紹介）（第五五四三号）
小学校危険校舎改築費等国庫補助に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第五五〇四号）

理科教育振興に伴う施設整備費国庫補助に関する請願（宇都宮德馬君紹介）（第五五四五号）
学校建築基準改正に関する請願（宇都宮德馬君紹介）（第五五四六号）
農業教育振興法による国庫補助金増額の請願（宇都宮德馬君紹介）（第五五四七号）
理科教育振興に関する請願外三件（菊川忠雄君紹介）（第五七四二号）
公立学校危険校舎改築費国庫補助等に関する請願（池田正之輔君紹介）（第五七四三号）
妙義地区に駐留軍演習地設置反対の請願外九件（小林柳多君紹介）（第五二七六号）
鳥島を駐留軍の爆撃演習場に使用反対に関する陳願（木原津與志君紹介）（第五四八五号）
駐留軍関係演習地拡大反対に関する請願（三浦一雄君外一名紹介）（第五四八六号）
駐留軍水上機の博多湾使用反対に関する請願（戸叶里子君紹介）（第五五三七号）
妙義地区に駐留軍演習地設置反対の請願外二十四件（羅田廉夫君紹介）（第五七五三号）

○議長（堤康次郎君）　荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつてH程は追加せられました。

学校給食費国庫補助等に関する請願外九十五請願を一括して議題といたします。

学校給食費国庫補助等に関する請願外九十五請願に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○議長（堤康次郎君）　各請願は委員長の報告を省略して採択することとし、同種の議案、請願議決の結果採択とみなすものの整理については議長に一任するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

この際暫時休憩いたします。

午後七時七分休憩

午後十時七分開議

○議長（堤康次郎君）　休憩前に引続き会議を開きます。

会期延長の件

○議長（堤康次郎君）　お諮りいたします。今回の特別会の会期は本日をもつて終了することになつておりますが、明八日から八月十日まで三日間会期を延長いたしたいと存じ、これを発議いたします。

本件につき討論の通告があります。これを許します。正木清君。

〔正木清君登壇〕

○正木清君　私は、社会党を代表いたしまして、ただいま議長発議として議題となりました会期延長の件に対して反対の態度を明らかにせんとするものでございます。（拍手）

まず第一に、私どもが真剣になつて考えなければなりませんことは、民主憲法のもとにおける議会の権威と、そしてこの議会の運営でございます。一体、なぜ会期を二回にわたつて延長しなければならないかということでございます。ここで考えられますすることは、私ども国政を審議いたしますところの議員が、その審議にあたつて不熱心であつたかどうか、その結果、かく提案されますところの法律案件に対して、その審議が予定の通りに進捗しなかつたのかどうか、この点をわれわれは真剣になつて考えてみる必要がございます。たとえば、現に再度会期延長の最大の理由の一つとなつておりますところの給与法の一部を改正する法律案件は、御承知のように、自由党、改進党、分自三派によるところの議員立法でありますことは御承知の通りであります。この給与三本建の法律案は、御承知のように、人事院の勧告をさらにこの三派による議員立法として大幅に改悪せんとする大きなる政治的陰謀を含んでおりますことは、あまりにも明瞭でございます。（拍手）従つて、これに対して反対の立場に立つておりますところの左右両党が、あらゆる角度とあらゆる観点に立つて、この改悪法律案について、委員会等において真剣に質疑応答を重ねますことは、議員としてのこれは当然なる義務であり責任であります。（拍手）しかも、われ〳〵が考えなければなりません事柄は何であるかといえば、この重要なる法律案が委員会に付託されましたのは、私の記憶によりますと二十二、三日でございまして、全部の会期の三分の二もすでに経過して、審議の期間というものはわずか一週間しかなかつたという実情であります。従つて、現に参議院において真剣になつて審議を尽されておりますところのこの給与三本建が、会期をさらに延長をいたさなければならない理由の大きなる一つの法律案となつたことは、まさに自由、改進及び分自党の政治的な陰謀であり、責任はまさにこの三党にあることを私は明瞭にしておきたいのでございます。（拍手）

次に、さらに会期を延長いたさなければなりませんところの大きなる理由としては、本日も議長発議によるところの各党国会対策委員長会議においても明らかとなり、議員運営委員会においても明らかとなりましたる、過日改進党から議員提出として提案されましたところの国会法の一部改正案でございます。御承知のように、休憩前のこの本会議においても明らかになりました通り、この国会法を一部改正して防衛委員会という特別委員会をさらに設置する、この法律案件が、御承知のように、議運の委員会におきまして自由党から修正が出されたわけでございます。自由党の修正は何であるかといえば、改進党のこの提案になりました防衛委員会を保安委員会に改める。ここに、自由党と改進党のこの保安委員会を中心とする思想的なそして具体的な取扱い方において、非常に多くの議論があるところでございます。しかも、考えなければなりませんことは、国会法を改正するということは、半日や一日や三日でできることではない。これは、あくまでも、国会法を改正するために、あらゆる角度から、現に国会の運営方法をいかにするか、これは真剣になつて考えなければならないことである。しかるに、突如として、この議員立法による防衛委員会をすなわち保安委員会と改めて、議会に常設委員会として一つふやすというこの背後には一体何があるか。すなわち、MSAを通じて日本の一切のものを急角度をもつて再軍備に移行しようとするところの大きなる陰謀があることを、われわれは見のがしてはいけません。（拍手）従つて、ここにこそわれ〳〵の反対の理由の二つがあるわけでございます。

さらに、私は断じて見のがすことのできないことは、この会期延長の三つ目の理由として、予算委員会を再開いたさなければならないということでございます。御承知のように、われ〳〵野党各派が、予算委員会を開くべし、そしてMSAを中心として政府各閣僚の意見の相違を明らかにするために、総理大臣の出席を求めて、これを予算委員会において明らかにすることを予算委員会の理事会において決定した。しかるに、今日まで、この予算委員会の理事会の決定をみずから無視し、みずから蹂躙して、あえて予算委員会を開かなかつた。一体政府並びに自由党の責任をいかにするのであるか。（拍手）

私は、この機会に、改進党の諸君や、鳩自の諸君に明確に申し上げておきたい。今日まで予算委員会の理事会において、諸君が中心となつて、政府、自由党に向つて、予算委員会を開くべしと主張して来たのに対して、政府はこれを開かず、与党である自由党はこれを妨害して来た。そうして、再び三日会期を延長する理由としてこれを取上げたのであるが、自由党から出ておりますこの議運の委員会の席上において、委員会が散会されない前に、会期が延長すれば、衆議院は土曜日も日曜日も休もうではないかという提案をしたのでございます。（拍手）諸君、われ〳〵は

与党野党の立場を問わず、平和憲法によつて民主主義を守らなければいけない。民主主義の原則は、あくまでも多数が少数の意見を尊重することでなければなりません。しかるに、しかるにだ現にこの三日間の会期延長を最大の理由とする一つの中に、予算委員会を開かなければならぬということが明らかになつておるにかかわらず、与党から出ておる常任委員長が、議運が散会にならない前に、土曜日も日曜日も本会議を開かないと言うことは、まさに予算委員会を開かないということを暗黙のうちにわれわれに明らかにしたことであります。（拍手）従つて、私は、この本議場から改進党や鳩自の諸君に向つて明らかにしておきたいことは、諸君は、諸君の責任において、必ず明日も予算委員会を開いて、この点を明確にすべきであるということを強く要求いたしまして、党を代表して、この会期延長に対して反対の意思を明らかにするものでございます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　山下榮二君。

［山下榮二君登壇］

○山下榮二君　私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました会期延長に関する反対の討論を行わんと欲するものであります。

すなわち、第十六回特別国会は五月十八日に召集されて、会期を七月一ぱい、三十一日までと決定をいたしたのであります。その会期が終了して、すでに七日間、一週間会期を延長いたしたのであります。今ここに何を好んで三日間の延長をする理由があるかと申し上げたいのであります。（拍手）

すなわち、先ほど議運におけるところの説明を伺いますと、ただいま同僚正木君からも申し上げましたように、第一番は、参議院における給与三本建の審議の結果から見て延長が必要だ、こう言われるのであります。ところが、皆さん、参議院における給与三本建の審議の状況は、今にでも議決して、会期延長の必要がないと言う参議院の諸君も数多くあることを、皆さんは知つていただきたいのであります。（拍手）

第二番目の理由は、国会法の一部改正、すなわち保安委員会の設置の問題でございます。この問題は、先ほどの議運におきましても、提案者たる改進党の椎熊君は、この委員会設置が決して会期延長を意味するものではないと言明をいたしておるのであります。われわれは、かような意味合いからいたしまして、この会期延長の理由を発見するに苦しむものであります。

また、予算委員会を再開するという話でありますが、ただいま同僚正木君も申し上げましたように、予算委員会は、今まで再開いたそうとすれば、いくらでもその日にちがあつたのであります。なぜ予算委員会が開けないかと申し上げますならば、まず第一、吉田総理がこの会議に出席しないということである。その他の閣僚が出て来ないということである。政府みずからの国会無視とサボの結果が今日の会期延長を生まなければならぬ理由であると言わざるを得ぬのであります。（拍手）

かく申し上げますならば、およそこの責任は政府と与党にこの責任があると言わなければならぬのであります。（拍手）与党ないしは政府は、もし給与三本建が本日の十二時までに議了できないといたしますならば、それまでの間に、尽すべき措置をなぜ公然と参議院においてとらぬのでありますか。私は、かような点に対して、まことに政府と与党たる自由党の行動を疑わざるを得ないのであります。（拍手）

次に、私が申し上げたいと思うことは、すでに衆議院の各常任委員会は、昨日から本日にかけまして、本日会期終了の目的をもつて、それ〴〵の議案を、すでに議了すべきものは議了し、さらに議了の残つたものは次期国会に審議を延期することを、それ〴〵決定いたして参つて来ているのであります。衆議院においては、もはやこれ以上会期を延長する何ものも見つけることのできない、万般の準備ができ上つたと言わなければならないのであります。

さらに、もう一つ申し上げたいことは、先ほど伺いますと、参議院の方では、参議院の運営委員会で、この会期延長の問題が否決されたとわれ〴〵は聞いておるのであります。（拍手）自由党並びに政府は、参議院の審議が会期延長にきわめて重要であると言われるならば、なぜ参議院の議運がこの会期延長を否決しているかということを問いたいのであります。（拍手）われ〴〵は、かような理由からいたしましても、本会期延長の問題に対しましては断固反対せざるを得ないのであります。

ここに日本社会党を代表して、会期延長に対する反対理由を表明いたしまして、本件に反対をいたします。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　これにて討論は終局いたしました。

会期延長の件につき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。会期を明八日から八月十日まで三日間延長するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

［参事氏名を点呼］

［各員投票］

○議長（堤康次郎君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

［参事投票を計算］

○議長（堤康次郎君）　投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

［事務総長朗読］

投票総数　三百二十三

可とする者（白票）　二百十六

［拍手］

否とする者（青票）　百七

［拍手］

○議長（堤康次郎君）　右の結果、会期は三日間延長するに決しました。

［参照］

会期を明八日から八月十日まで三日間延長するを可とする議員の氏名

相川　勝六君　　逢澤　寛君
青木　正君　　青柳　一郎君
赤城　宗徳君　　秋山　利恭君
淺香　忠雄君　　麻生太賀吉君
足立　篤郎君　　天野　公義君
荒船清十郎君　　有田　二郎君
飯塚　定輔君　　生田　宏一君
池田　清君　　池田　勇人君
今村　忠助君　　岩川　與助君
宇都宮德馬君　　上塚　司君
植木庚子郎君　　江藤　夏雄君
小笠　公韶君　　小川　平二君
小澤佐重喜君　　尾崎　末吉君
尾関　義一君　　越智　茂君
緒方　竹虎君　　大上　司君
大久保武雄君　　大西　禎夫君
大野　伴睦君　　大橋　武夫君
大平　正芳君　　大村　清一君
岡崎　勝男君　　岡田　五郎君
岡本　忠雄君　　岡村利右衛門君
押谷　富三君　　加藤　清二君
加藤　宗平君　　加藤鐳五郎君
鍛冶　良作君　　金光　庸夫君
川島正次郎君　　川村善八郎君
河原田稼吉君　　菅家　喜六君
菊池　義郎君　　岸　信介君
岸田　正記君　　久野　忠治君
熊谷　憲一君　　倉石　忠雄君
小枝　一雄君　　小金　義照君
小平　久雄君　　小西　寅松君
小林　錡君　　小林　絹治君
小峯　柳多君　　佐々木盛雄君
佐藤　榮作君　　佐藤善一郎君
佐藤　親弘君　　坂田　道太君
塩原時三郎君　　篠田　弘作君
助川　良平君　　鈴木　正文君
瀬戸山三男君　　關内　正一君
關谷　勝利君　　田口長治郎君
田嶋　好文君　　田中伊三次君
田中　好君　　田中　龍夫君
田中　元君　　田中　萬逸君
田渕　光一君　　高橋圓三郎君
高橋　等君　　竹尾　弘君
武田信之助君　　武知　勇記君
玉置　信一君　　津雲　國利君
塚田十一郎君　　辻　寛一君
土倉　宗明君　　綱島　正興君

坪川信三君　寺島隆太郎君
櫛安實藏君　苫米地英俊君
中村濟君　中山マサ君
仲川房次郎君　永田良吉君
永田亮一君　長野長廣君
難尾弘吉君　又堀源三郎君
南條德男君　西村英一君
西村直己君　西村久之君
野田卯一君　羽田武嗣郎君
蓮沼新五郎君　馬場元治君
橋本登美三郎君　橋本龍伍君
長谷川峻君　濱田幸雄君
林信雄君　林讓治君
原田憲君　原田鉄三郎君
平井義一君　福井勇君
福田篤泰君　福田一君
福田喜東君　船司君
藤枝泉介君　船越弘君
船田中君　降旗德弥君
保利茂君　堀川秀男君
星島二郎君　前田正男君
本多市郎君　牧野寛索君
益谷秀次君　增田甲子七君
松岡俊三君　松永佛骨君
松崎朝治君　松野頼三君
松山義雄君　三池信君
三浦寅之助君　三和精一君
水田三喜男君　宮原誠三郎君
南好雄君　村上勇君
持永義夫君　山口六郎次君
山口喜久一郎君　山崎巖君
山崎岩男君　山田彌一君
山本猛君　山本友一君
山中貞則君　吉武惠市君
吉田重延君　渡邊良夫君
荒木萬壽夫君　池田清志君
石田博英君　大高康君
小山介之助君　岡部得三君
岡田勢一君　加藤高藏君
喜多壯一郎君　金子與重郎君
椎名省吾君　小泉純也君
小島徹三君　齋藤憲三君
櫻內義雄君　笹本一雄君
志賀健次郎君　白濱仁吉君
須磨彌吉郎君　園田直君
田中久雄君　高橋禎一君
竹山祐太郎君　館林三喜男君
千葉三郎君　床次德二君
內藤友明君　中島茂喜君
中嶋太郎君　中村三之丞君
長谷川四郎君　廣瀨正雄君
福田繁芳君　本名武君
古屋貞雄君　菊男君
町村金五君　松村謙三君
松浦周太郎君　三浦一雄君
村瀨宜親君　粟山博君
山下春江君　山手滿男君
吉田安君　加藤常太郎君
佐藤虎次郎君　島村一郎君
松田鐵藏君　只野直三郎君

否とする議員の氏名

阿部五郎君　青野武一君
赤路友藏君　赤松勇君
足鹿覺君　飛島田一雄君
井手以誠君　井谷正吉君
猪俣浩三君　石村英雄君
石山權作君　稻村順三君
小川豐明君　加賀田進君
加藤清二君　勝間田清一君
上林與市郎君　北山愛郎君
佐々木更三君　佐藤觀次郎君
齋木重一君　柴田義男君
島上善五郎君　下川儀太郎君
鈴木茂三郎君　田中織之進君
田中稔男君　多賀谷眞稔君
滝井義高君　楯兼次郎君
辻原弘市君　永井勝次郎君
大矢省三君　中村英男君
岡部得三君　野原覺君
芳賀貫君　萩元たけ子君
長谷川四郎君　原茂君
古屋貞雄君　帆足計君
穗積七郎君　細迫兼光君
正木清君　松原喜之次君
三鍋義三君　森三樹二君
八百板正君　八木一男君
安平鹿一君　柳田秀一君
山口丈太郎君　山崎始男君
山中日露史君　山本幸一君
横路節雄君　淺沼稻次郎君
井伊誠一君　井上良二君
井堀繁雄君　伊瀨常太郎君
伊藤卯四郎君　池田禎治君
稻富稔人君　今澄勇君
受田新吉君　大矢省三君
加藤勘十君　加藤鐵造君
甲斐政治君　片山哲君
川俣清晉君　木下郁君
菊川忠雄君　小平忠君
小林進君　河野密君
佐竹新市君　杉村沖治郎君
杉山元治郎君　田中幾三郎君
長正路君　辻文雄君
堤ツルヨ君　戸叶里子君
土井直作君　冨吉榮二君
中居英太郎君　中澤茂一君
中村時雄君　西村榮一君
日野吉夫君　細野三千雄君
前田榮之助君　松井政吉君
松平忠久君　松前重義君
三宅正一君　三輪壽壯君
門司亮君　矢尾喜三郎君
山口シヅエ君　山下榮二君
黑田壽男君　小林信一君
中原健次君　中村英男君
原彪君

○議長（堤康次郎君）本日はこれにて散会いたします。

午後十時三十九分散会

出席国務大臣

建設大臣　戸塚九一郎君

出席政府委員

内閣官房長官　福永健司君
自治政務次官　青木正君
経済審議政務次官　深水六郎君
大蔵政務次官　愛知揆一君
文部政務次官　福井勇君
郵政政務次官　飯塚定輔君

朗読を省略した報告

一、昨六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律
らい予防法
法人税法の一部を改正する法律
所得税法の一部を改正する法律
租税特別措置法の一部を改正する法律
刑法等の一部を改正する法律
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律
農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律

一、昨六日本院は衆議院議員有田八郎君が国際連合捕虜特別委員会第四会期日本政府代表に就くことができると議決した旨参議院に通知した。

一、昨六日堤議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

農林省農林経済局肥料課長　林田悠紀夫

一、吉田内閣総理大臣から堤議長宛、昨六日議長において承認した林田悠紀夫を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨六日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

労働委員会
理事　倉石忠雄君（理事倉石忠雄君去る一日委員辞任につきその補欠）

決算委員会
理事　山本勝市君（理事山本正一君昨六日委員辞任につきその補欠）

懲罰委員会
理事　鍛冶良作君（理事有田二郎君昨六日理事辞任につきその補欠）

一、昨六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　八木一郎君
人事委員　鈴木幹雄君
地方行政委員　池田清志君
外務委員　佐々木盛雄君　山崎岩男君
遠藤三郎君
文部委員　尾関義一君　杉山元治郎君
厚生委員　村瀨宜親君　大西正道君
農林委員　遠藤三郎君　綱島正興君
加藤高藏君
水産委員　佐藤榮作君　河本敏夫君
日野吉夫君
通商産業委員　山口シヅエ君
運輸委員　中山マサ君
労働委員　福永健司君

建設委員
松浦周太郎君　五十嵐吉蔵君
経済安定委員
山本　勝市君
決算委員
松山　義雄君　山本　正一君
議院運営委員
椎熊　三郎君　松浦周太郎君
懲罰委員
荒船清十郎君　田渕　光一君
尾関　袈一君

一、昨六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　綱島　正興君
人事委員　池田　清志君
地方行政委員　鈴木　幹雄君
外務委員
遠藤　三郎君　中山　マサ君
佐藤　栄作君
文部委員
田渕　光一君　大西　正道君
厚生委員
松浦周太郎君　杉山元治郎君
農林委員
佐々木磯雄君　八木　一郎君
五十嵐吉蔵君
水産委員
遠藤　三郎君　椎熊　三郎君
山口シヅエ君
通商産業委員
日野　吉夫君
運輸委員
山崎　岩男君
労働委員
倉石　忠雄君
建設委員
村瀬　宣親君　加藤　高蔵君
経済安定委員
山本　正一君
決算委員
細永　健司君　山本　勝市君
議院運営委員
松浦周太郎君　村瀬　宣親君
懲罰委員
高橋　等君　尾関　袈一君
長谷川　峻君

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

水害地緊急対策特別委員
三池　信君　白浜　仁吉君
井谷　正吉君　細迫　兼光君
杉山元治郎君　松浦周太郎君

一、昨六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

水害地緊急対策特別委員
増田甲子七君　松浦周太郎君
原　茂君　芳賀　貢君
小平　忠君　本名　武君

一、昨六日議員から提出した議案は次の通りである。

地方財政再建整備法案（床次徳二君外三名提出）
発電設備の復元に関する法律案（鍛冶良作君外七名提出）

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方財政再建整備法案（床次徳二君外三名提出、衆法第八七号）　地方行政委員会　付託
接収不動産に関する借地借家臨時処理法案（吉田安君外三名提出、衆法第八二号）　法務委員会　付託
自給肥料増産特別措置法案（杉山元治郎君外十一名提出、衆法第七八号）　農林委員会　付託
発電設備の復元に関する法律案（鍛冶良作君外七名提出、衆法第八八号）　通商産業委員会　付託

一、昨六日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

一、昨六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案（門司亮君外七名提出）
肥料管理法案（足鹿覺君外五名提出）
自給肥料増産特別措置法案（杉山元治郎君外十一名提出）
接収不動産に関する借地借家臨時処理法案（吉田安君外三名提出）

一、昨六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
らい予防法案
法人税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律案
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案

一、昨六日参議院において、本院から送付した次の議案を可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案
両院協議会成案

一、今七日議員から提出した議案は次の通りである。

科学技術振興に関する決議案（本多市郎君外十二名提出）
国土総合開発の促進に関する決議案（藤田義光君外四十六名提出）

一、今七日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案
昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案

一、今七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

科学技術振興に関する決議案
本多市郎君外十二名
国土総合開発の促進に関する決議案
藤田義光君外四十六名

一、今七日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案

一、昨六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

国立大学教授の権限に関する質問主意書（高津正道君提出）

昭和二十八年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（33）三一五一　振替東京一九〇〇